
アムネスティ・インターナショナル

アフガニスタン

—人権保護には警察再建が不可欠—

日本語訳

(英文オリジナルタイトル : Afghanistan : Police reconstruction essential for the protection of human rights)



アフガニスタン—人権保護には警察再建が不可欠

序章

「真の愛国的な警察官は人々の味方です。抑圧から逃れるには、人々はいつも警察に助けを求めます。しかし、警察官がこのような資質を持ち合わせないときは、人々は、警察には行かずに、抑圧や不当行為に耐えて暮らすことを選ぶでしょう。警察に行くことによりさらに余分な問題を抱えることになることを知っているからです」 2002年11月21日、ラジオ・アフガニスタンでのカルザイ大統領の演説。

アフガニスタンは23年以上にわたる武力紛争で荒廃している。アフガニスタンの市民社会は脆弱な状態にあり、人々の暮らしもまた、長年の紛争の影響を受けてきた。アフガニスタンが、人権が繰り返し侵害されてきた過去から抜け出すためには、人権の保護を中心とした法の支配を確立することが最も重要である。しかしながら、アフガニスタンでは、法の支配を実施する組織や人権を守るべき組織が脆弱である。アフガニスタン当局は、国際社会の確かな援助を受け、国中に法の支配を確立する重要な実施メカニズムとしての、職業警察の再建に、最優先で緊急に取り組むべきである。

人権を尊重する方法で、警察活動を展開することは、国家が、国民と国際社会に対し、その義務を果たすための重要な手段の一つとなる。「効果的、合法的そして人道的に活動する警察は、人権の実現のための社会秩序を守るために不可欠である。¹」

アムネスティ・インターナショナルは、アフガニスタンでの警察力の再建は非常に困難であると認識している。現在まで、警察への援助は不十分で、警察が任務を効果的に遂行するための資質も基本的な資源もないまま、極めて重要な役割を担っている状態であった。警察は、アフガニスタンの全ての人々を守るどころか、一部の警察官は人権を侵害するような行為を実際に行っている。

アムネスティ・インターナショナルがインタビューした警察官の多くは、警察力の役割を「人々に仕えるために働き」、「公共の安全を保障する」ことであると述べた。しかし、多くの国民は警察に対して信頼を失っており、もし、この報告書で取り上げられている問題に迅速に取り組まなければならない、国内の一部の良心的な警察官の存在にもかかわらず、この問題はさらに深刻化するであろう。

アムネスティ・インターナショナルは、拷問や恣意的逮捕といった、警察関係者によって広く行われる人権侵害の類型を記録してきた。警察官による恐喝も一般的に行われている。国家機関及び非国家機関による人権侵害も記録してきた。これらの人権侵害は、司法制度が機能しない状態では、刑事責任を免れながら、これからも引き続き行われるであろう。

タリバン政権崩壊と新政権の発足から、アフガニスタンでは多くの進歩が見られるが、情勢は

¹ Ralph Crawshaw and Leif Holmstrom, editors, Essential Texts on Human Rights for the Police: A Compilation of International Instruments, Kluwer Law International, The Hague, 201, p. 3.

不安定なままである²。2002年6月に開催されたロヤ・ジルガ（国民大会議）によって、カルザイ大統領率いるアフガニスタン移行行政権（ATA）が発足したが、この暫定政権の成否はアフガニスタンの復興と荒廃したインフラと制度の再建に必要な、国際社会の財政・技術的支援に多くを依存している。政府の変化や、制度の改革・再建の過程は、警察を含む刑事裁判制度の全分野で人権の保護を中心に据える措置をとるためのまたとない機会になるであろう。

ATAの抱える非常に大きな課題は、アフガニスタンの人権保護を確立することと、特に、人権保護に基づいた警察組織を確立するための施策を確実に実施することである。アムネスティ・インターナショナルは、国際社会の援助国に、人権を保護する意志があり、その能力のある警察の再建のために、ATAへの援助を増やすように促している。さらなる援助なしには、現在の問題がさらに制度化し、法の支配が定着せず、今まで成し遂げられたもろい進歩すら崩壊する危険性がある。

アフガニスタン警察は、人権保護のための十分な能力を持ち合わせていない。この報告書は、警察の直面する様々な問題を記録している。そのような問題は国際的基準を満たすような警察の役割の遂行を阻んでいる。この報告書では、まず、アフガニスタン警察の法的な枠組みを概観する。次に、警察訓練、資源、装備、社会に対する説明責任に焦点を当て、その後、実際に警察関係者によってなされた人権侵害行為を取り上げる。現在アフガニスタンの警察が直面している組織・運営上の問題は、警察の人権基準に即した活動を阻害する要因である。アムネスティ・インターナショナルは、最後に、そのような問題にどのように取り組むべきか提言を行う。この提言は、全ての警察官に専門的能力及び人権に関する訓練を施す必要性、警察官の任務遂行のために必要な資金の提供、そして、説明責任を高めるために、警察の内部構造を効果あるものにし、独立した苦情申し立て受付委員会を設置する必要性などに関してなされている。アフガニスタンが、警察力の国際基準を満たし、将来的な安定のための確かな基礎を築くためには、国際社会からの継続した持続的な支援がこの先何年も必要とされるであろう。

アムネスティ・インターナショナルは、アフガニスタンの現在の情勢は、国際法で定められた基準からは程遠いと認識している。この基準は、人権保護に関わる全ての団体が目指すべきものであり、将来は当然の慣行となるように、すべての措置がとられなくてはならない。

アフガニスタンでのアムネスティ・インターナショナル

この報告書は、アムネスティ・インターナショナルが警察、司法行政、刑務所の分野に焦点を当てて行った、一年越しのプロジェクトの一部である。特に、女性の司法制度へのアクセスに注目している。上記の他のトピックの報告書は、今後一年間で発行される予定で、これらの分野での研究成果を発表し、ATAと国際社会に提言を行う。

² タリバンは、1994年に、カンダハル州の地方勢力の武装解除のために突如現れた。タリバンは、不安定な情勢やムジャヒディーンのスラム国家建設の失敗に減滅した各派の元メンバーを吸収した。ほとんどのコア・グループが、パキスタンの宗教団体が運営するマドラサスで訓練を受けていたことから、彼らは自らを、学生を意味するタリバンと呼んだ。タリバンは、サウジアラビア、北アフリカやその他の地域からの兵士を含む各派からの兵士の参加を得た。パシュトゥン人が民族的にタリバンの多くを占める。南部から勢力を伸ばし、1994年から、1996年にかけてカブールを含む国のほとんどの地域を掌中におさめた。アフガニスタン中央部の広い地域および北東部が、統一戦線（北部同盟と呼ばれる連合組織に以前属していた多数の党の同盟）の支配下にあったが、2001年10月には、タリバンは、アフガニスタンの90パーセントを支配していたと報告されている。

アムネスティ・インターナショナルは、2002年の6月から、現地調査を始め、制度の再編が進むなか、人権の保護と促進のあらゆる段階で情報提供を行ってきた。2002年の9月から11月にかけては、警察力と人権の専門家と刑務所の専門家の二人の研究者が、それぞれ、フィールド調査を行った。この間、アムネスティ・インターナショナルの派遣調査団は、アフガニスタン全国で著差を行い、バルク、バーミヤン、ヘラート、ヒルマンド、カブール、カンダハールの各州内の各地区を訪問した。

ここに、アムネスティ・インターナショナルは、大勢の警察の指揮官や警察官及び、アフガニスタン警察を支援しているドイツのプロジェクトチームから、我々のスタッフが享受した大きな協力に感謝の念を述べたい。また、ATA、国連機関、ドナー政府、国際及び国内NGOの職員、そして、多数の警察の指揮官と警察官に会う機会に恵まれたことと、自由に関係施設を訪問し、被収容者にインタビューを行うことを許されたことに深く感謝する。また、特に、アムネスティ・インターナショナルは、警察関係者と多くの率直な議論を頻繁に交わせたことに感謝している。また、アムネスティ・インターナショナルは、収容所でインタビューに応じ、経験を快く共有してくれたすべての人に感謝の念を述べたい。この報告書では、個人の特定を避け安全を守るために、個人名はすべて仮名となっている。最後に、この報告書は批判的ではあるが、多くの人の協力による協力の精神と、その提言がアフガニスタンにおける現在及び将来の人権保護に前向きな貢献を与えるであろうという希望をもって作成されたということを付記したい。

背景

2001年11月、アフガニスタンでのアメリカ主導の軍事行動によって、女性の権利を含む多くの深刻な人権侵害をもたらしたタリバン政権が崩壊した。2001年12月5日、アフガニスタンの民主的統治に向けた移行過程の枠組みが確立された。国連による仲介の会合がドイツで行われ、アフガニスタンにおいて恒久的政府機関を再設置するまでの暫定的取り組みに関する協定（ボン合意）が結ばれた。ボン合意では、6ヶ月の暫定政権となる暫定行政機構の設置が決定された。同暫定行政機構は、同国が加入している人権国際法と国際人道法の基本的原則と規定に従って行動し、且つ、包括的で、ジェンダーへの配慮をもち、多民族的で、そして国民を完全に代表する政府の確立に向けた最初の第一歩となることを目的としている。暫定行政機構は、緊急ロヤ・ジルガ（国民大会議）と、それに続いて開かれる制憲ロヤ・ジルガ（これらは18ヶ月以内に開かれることが予定されていた）の準備を任務とした。

ロヤ・ジルガとは、18世紀までさかのぼるアフガニスタンの伝統的な会合である。この議会は、主に新しい指導者を決めたり、政策を決めたり、憲法を制定したりするために召集され、最後の会合は1977年に開かれている。ボン合意の協定書によれば、緊急**ロヤ・ジルガ**は、移行政権の国家主席を選出し、移行政権の仕組みと主要人事についての提案を承認するために設定するとある。緊急ロヤ・ジルガは、2002年6月に開催され、カルザイ議長の率いるアフガニスタン移行政権(ATA)が発足した。

司法改革委員会、憲法委員会、及び人権委員会の設置もボン合意で取り上げられた。ボン合意によれば、憲法委員会は、ATA発足後18ヶ月以内に開催される予定の制憲ロヤ・ジルガの準備を

通して、新憲法の起草準備をする。現在のところ、2003年10月3日に開催が予定されている³。

司法委員会は、2002年11月2日に、議長命令によって発足した。ボン合意によれば、同委員会は、イスラム法の原則、国際規範、法の支配、そして、アフガニスタンの法的伝統に従い国内法体系の再建を行う。同委員会は、現在効力のある全ての法を編集・公布・施行を行う法改正プログラムと、適切な司法行政のための法制化をATAに提案すること、アフガニスタンの裁判官・検事・弁護士・法執行官の選出及び訓練を任務としている。現在、刑事訴訟法の改革が、同委員会の作業部会で着手されている課題の一つである。

ボン合意は、独立人権委員会の設置も検討された。2002年6月に、カルザイ議長命令によって、アフガニスタン独立人権委員会(AIHRC)が正式に発足した。その任務は幅広く、人権侵害の調査と監査、司法制度の移行に関する国内協議プロセスの監督、人権教育プログラムの制度化などが含まれている。しかし、その広範囲すぎる任務に加え、専門知識と能力の欠如、ATAからの不十分な援助などによる様々な制限の中、AIHRCはようやく任務に着手したところである。さらに、ATAメンバーの国内人権組織の任務に対する認識の欠如から、AIHRCに任務外の多くの問題が照会されるなど、同委員会の直面する問題はさらに複雑化している。

2001年12月、国連安全保障理事会は、国際部隊のカブール及び周辺地域での展開を承認した⁴。現在、ドイツとオランダ主導の国際治安支援部隊(ISAF)は、カブールの治安を高め、首都での暴力の抑制に貢献している。他の地域では、敵対する権力者同士による派閥争いが続き、犯罪も非常に多い。ATAと暫定行政機構のメンバー、国連事務総長、アフガニスタンで活動するNGOが、国際治安支援部隊の任務の地理的範囲をカブール以外へも拡大するよう繰り返し要請しているが、現在までのところ、支援国の反応は好意的ではない。

2002年3月、国連安全保障理事会は、全会一致で1401号決議(2002年)を採択し、国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)が発足した。2002年3月26日、フレチェット国連事務次長は、「新しいミッションの目的と機能において、人権は中心課題となるであろう(中略)UNAMAは、人道的問題、復興、政治活動、法の支配および国のキャパシティビルディングといった自身の活動に、人権を十分に取り込もうとすると述べている。UNAMAは、「政治問題」と「人道支援・再建復興活動」の2本を活動の柱に掲げている。また、人権は、全分野での検討課題であり、国連事務総長特別代表事務所の上級人権顧問が担当する⁵。

多くの前向きな変化はあったが、国内の治安は依然として悪く、再建への大きな障害のひとつである。ATAは、かつてタリバン支配に武力抵抗し、現在も支配を維持しようとする有力な地方軍閥が存在しているカブール以外の地域の支配に失敗している。多くの軍閥指導者は、警察の司令官や他の高官を含めて、ATAに組み込まれている。このような軍閥指導者は、忠実なムジャヒディン⁶を多く引き連れ、ともに警察や他の治安維持部隊に入り込む形となった。彼らは、高い自律性

³ ボン合意の総則6項は、制憲ロヤ・ジルガは、アフガニスタンの新憲法を採択するために、移行政権の設立後18カ月以内に招集されると規定している。制憲ロヤ・ジルガの憲法案の作成を助けるために、暫定行政機構は成立後2カ月以内に、国連の援助を受けて、憲法委員会を設立するものとされている。

⁴ 国連安全保障理事会1386号決議。2001年12月20日採択。

⁵ UNAMAの人権を問題提起する意志と効力に対する懸念が引き続いて存在している。

⁶ 「イスラムの聖戦士」の意味。歴代のソ連に援助を受けた政権と闘う勢力に対して使用される。

をもって行動し続けている。

国際社会は、アメリカ主導の軍事行動とともにタリバン政権の崩壊に中心となる役割を果たした。この介入と同時に、復興への鍵となる財政支援を含む、再建への取り組みもなされている。2002年1月に東京で開催されたアフガニスタン復興支援会議では、今後5年間で45億米ドル以上の拠出が約束された。この金額は今後5年間に渡り、拠出されることになっている。2002年末までに、18億米ドルが各国から拠出されたと伝えられている。しかし、ATAとNGOのメンバーは、支払いに時間がかかりすぎていることと、約束された拠出額をドナー国が守っていないことに懸念を示している。また、この拠出額では、復興に必要なコストをすべてカバーできない恐れもある。2001年10月のスピーチで、イギリスのジャック・ストロー外相は、「アフガニスタンの開発のニーズは膨大なものだ。ボスニア再建には50億ドルが必要とされた。アフガニスタンは、ボスニアの4倍の人口を抱えている。（中略）しかし、我々はこのコストを負担する覚悟がなければならぬ。なぜなら、もしも、それを怠れば、我々が将来払うべき額はさらに大きなものになるからだ。」と述べた⁷。結局は、当初の約束を5億米ドル下回る拠出額がアフガニスタンに対して約束された。

これまでの警察力

23年にわたる武力紛争の中、アフガニスタンに文民警察が存在したことはない。モハメッド・ザヒル・シャー王の統治の1960年・1970年代は、ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国から訓練を受けた単一の警察部隊が存在していた。その後は、効果的な専門の警察部隊は一切存在しなかった。1978年、アフガニスタン人民民主党(PDPA)が、クーデターで政権を握った。このクーデターでは、自らもクーデターで政権を取ったモハメッド・ダウド・カーン大統領が殺害された。PDPA政権は、反対勢力を抑えるために、多くの人々の「失踪」させたり略式処刑を行ったりと弾圧的な措置をとった。1979年9月には、PDPA政権のタラキ大統領が追放されたことから治安が著しく悪化し、1979年12月のソ連による軍事介入を招いた。1979年以降は、国外の勢力から武器供与や他の支援を受けた、いくつかの武装グループがアフガニスタンを支配した。PDPAを支援するソ連軍が勢力を増した一方で、パキスタンに本拠地を置くムジャヒディンは、主にアメリカの支援を受けていた。多くの政治犯が、秘密警察の収容所、準軍事警察の本部、時にはソ連軍の駐屯地などで拘留された。彼らは、尋問される時に、日常的に、拷問や、殴打、電気ショック、タバコの火の押し付け、睡眠遮断などの虐待の対象となった。

1989年、アフガニスタン、ソ連、アメリカ、パキスタンにより、紛争を解決のための、ジュネーブ合意で知られる和平合意が調印された。その当時、ナジブラ新大統領の統治のもとに、新人警察官の訓練のための警察学校がカブールに設立された。しかし、この警察学校は、その3年後にジュネーブ合意が破られ、北部ムジャヒディン同盟が政権を握った時に閉鎖された。この時代は、加害者が刑罰を受けることなく、人権侵害が広く行われた。ムジャヒディングループは、政府や彼らに敵対するグループと関係があると疑った人々を、収容したり、虐待したり、殺害したりしたといわれている。武装反対勢力は敵対者に対し、恣意的拘留や拷問などの行為を、刑事責任

⁷ 2001年10月22日、国際戦略研究所(IISS)でのスピーチ。タイトル: "Order out of chaos: the future of Afghanistan".

を問われることなく行っていた⁸。アフガニスタンの人々の権利を保護する機関は皆無であった。

1992年から1995年の間は、ブルハヌディン・ラバニ大統領の率いる、北部ムジャヒディン勢力によって結成された、ムジャヒディン同盟が政権を握った。同同盟は、カブールの支配権をめぐる派閥闘争に苦しんだ。効果的な統治の不在により、無法状態と、戦争がアフガニスタンのほとんど全国にひろまり、一般市民が人権侵害の対象となった。この間ずっと、武装グループが、治安維持を行い事実上の支配権を握っていた。文民警察が任務を遂行していた事実は知られていない。

1996年に、カブールは、1994年後半からいくつかの州で力を伸ばしてきていたタリバン政権によって再び制圧された。タリバン政権は、美德悪徳警察として知られる美德推進・悪徳防止省を設置した。この省は、タリバンの部隊のひとつであり、逮捕、手足の切断や死刑などの刑罰の命令を行っていた。

2001年末のタリバン政権の崩壊後の、アフガニスタン再建と新しい行政機構の設置は、警察力を含めた諸制度を国際人権基準をみたすように再編するための、またとない機会となっている。

今日の警察

警察活動の基礎概念とは、国ではなく、コミュニティに仕えることでなくてはならない。また、警察活動が人権の基準に従って効果的に機能するためには、いくつかの基本的な構造をもっていないとてはならない。全ての警察活動の関係者は、人権に関する訓練を提供されなくてはならず、その訓練は審査・評価の対象となるべきである。また、彼らは、標準処理手続きが提供され、彼らの活動は監督され、評価されなくてはならない。警察活動は文民で構成され、彼らが仕える社会に対する説明責任を果たし、差別を行わず、コミュニティを代表するものでなくてはならない。

警察職員は、国際法で法執行官であると認められており、国際基準で定められた様々な義務がある。現在、アフガニスタンでは警察活動は行われていない。その代わりに、約5万人が警察官として働いているが、彼らは統一された文民警察ではなく、しばしば未訓練であったり、経験がなかったりする。我々の目的は未来に向けた警察力の創立でなければならないが、この報告書で言及する警察とは、現在のアフガニスタン警察の役割をより表象したものである。

ほとんどの警察部隊が、元ムジャヒディンで構成され、豊富な軍隊経験はあるが警察としての職業訓練や経験がない。彼らの忠誠は有力な地方軍閥指導者に向けられている。彼らはそれらの地方軍閥指導者についてタリバンと戦ったのである。中央政府がカブールしか実効支配出来ていないため、有力な軍閥指導者は、タリバンが崩壊した後の空白地域を埋める形で、地方の州を支配してきた。これら元ムジャヒディンの多くは、中央政府と同盟を組むために、政府や他の権力構造に取り込まれてきた。しかし、地方軍閥指導者に向けられた彼らの忠誠心は根強く残り、中央政府は、実態として、このような忠誠心を支配するに至っていない。また、元ムジャヒディンの多くは、人生のほとんどを武力紛争に費やしたため、刑罰に問われないことに慣れてしまっている。献身的な警察官も少しはいるが、彼らは少数派で、その存在は警察の改革と専門化を妨げ

⁸ *Afghanistan: International responsibility for human rights disaster*, Amnesty International, November 1995 (AI Index: ASA 11/09/1995) を参照。

ている重大な問題を解決するには十分ではない。

国家レベルでの警察の組織構造

国全体での警察の組織構造に、明確な青写真を書くのは簡単ではない。現在のアフガニスタンの警察構造の指揮系統は透明性に欠けており、緊急に取り組まなくてはならない。

アフガニスタン法では、警察は内務省の管轄である。1973年の警察および憲兵法（アフガニスタン警察法）第4条によれば、「警察官は、警察と憲兵の総司令官、州の警視長、州の憲兵司令官、地元の警察官と、必要のある場合は予見される内務省の他の部署によって構成される」とある。

実際は、内務省内で誰が警察活動に責任があるのかは不明瞭である。この調査を行った時点で、少なくとも5人の高官があきらかに警察活動に責任のある地位にあった。アセフィ（Assefi）将軍は、2002年9月に、国家警察の総司令官として任命された。しかし、その役職にもかかわらず、彼は警察を十分指揮していないように見受けられた。実際、彼は、アムネスティ・インターナショナルのインタビューで、中央政府ではなく地方の司令官に忠誠を誓う警察官に対して、影響力を持ちえていないと認めた。ヘラル（Hellal）将軍は、元空軍パイロットで、現在は、国内安全保障副大臣である。彼は、州の司令官から定期的に報告を受けているとアムネスティ・インターナショナルに話した。サランギ（Salangi）将軍は、カブール警察のトップで、1万の強力な部隊を持ち、実際に支配力を持っている。彼は軍隊出身である。内務省の特別顧問であるナセリ（Naseri）将軍も、警察活動に責任がある立場に見受けられた。

安全保障・秩序維持の長官であるユラット（Jurat）将軍も、彼自身の部隊である4000人の警察官を擁しカブールで強力な役割を担っている。彼の警察は、カブールで24時間パトロールを行うほか、空港と市の入り口にある検問所を支配している。彼の警察は、サランギ将軍の指揮するカブール警察とは別に機能している。また、ユラット将軍はアムネスティ・インターナショナルに対し、彼直接内務大臣に報告を行っていると言った。

調査を行った時点では、刑務所が内務省の警察の管轄下であることに見受けられるように、組織構造が非常に複雑であった。しかし、2003年1月23日に、刑務所は法務省の管轄下に移される決定がなされた。

2003年1月28日、アリ・アフマド・ジャラリ（Ali Ahmad Jalai）がモハマッド・ワルダック（Taj Mohammad Wardak）に代わり内務大臣に任命された。新内務大臣は、内務省の構造改革構想を持っていると伝えられている。アムネスティ・インターナショナルは、そのような構造改革は、警察に関係のある組織や人の役割を明瞭にするものと考え、推奨する。透明性のある指揮系統は、現在緊急に必要とされている報告体制と支配統制の明瞭化に寄与するであろう。

現場レベルでの警察組織構造

アフガニスタンは、32の州に分かれ、さらに細かい行政区に分かれている。それぞれの行政区は、警視長を一人置き、その警視長は州の警視長への報告義務がある。大きな都市もまた、小さな行政区に分けられている。たとえば、カンダハール市は、6つの行政区に分かれている。そして、

州の警視長は、直接内務省に報告することになっている。

カブール以外の州では、警察関係者は、それぞれ地方の司令官と手を組んでいる。現場では、アムネスティ・インターナショナルに対し、中央政府から指名された警視長の多くが、多くの場合彼らの管轄区で刑罰を受けずに活動している警察官を、効果的に指揮できないと述べている。ある州の警視長は、彼の指揮下にあるはずの21人の警察官のうち、15人に対して指揮がおよばないと話した。この15人は、すべて元ムジャヒディンで、6人のみが警察の専門訓練を10年以上前に受けている。彼らは、彼ら自身の武器を持ち、地元の有力者に忠誠をもっている。一貫した報告手続きもなく、給料の支払い、武器の供与、訓練の提供が不十分な状態では、警視長は彼らを指揮する力をもちようがない。

カンダハールでは、3,000人の警察官のうち、120人だけが10年以上前に訓練を受けている。バミヤンでは、700人の強力な警察官のうち、350人が警察学校を卒業するか海外で警察訓練を受けており、残りの350人は元ムジャヒディンである。ヘラート州カルク地区では、120人の警察がいるが、6人が、タリバン支配以前の警察訓練学校で訓練を受けたのみである。

アムネスティ・インターナショナルの行ったインタビューの中で、多くの人が、高い地位にいる警察官を「Officer（将校）」、低い地位にいる警察官を「Soldier（兵士）」と呼んだ。これは、軍と警察の曖昧な区別を示唆している⁹。

警察の役割を果たす他の国家機関

警察は、法律に基づいて逮捕し拘留する権力を持っており、それは国家の他の機関や組織には付与されていない責任である。しかし、アフガニスタンでは、警察以外の、国家の他の機関が明確な法的根拠なしに警察の役割を担っている。これは、アフガニスタンにおける警察機構の確立への試みを損なうものである。他の法執行システムが働いている限り、警察は法の支配を執行することも、彼らの任務を効果的に遂行することもできないであろう。警察は任務遂行に必要な訓練と装備を提供され、有効な監督の下で活動する、国家の単一で統一された文民警察でなくてはならない。

国家安全局

ソ連の支配時代に設置された、アフガニスタンの諜報機関である国家安全局(NSD)は、原則として、報告を直接国家の長にしている。同局が、州レベルの通常の警察活動に、地方警察官を通して従事し、独自の非公式の警察組織を動かす地方の強力な武装グループに影響力を行使したという報告が多くある。

この活動の法的根拠は不明である。アムネスティ・インターナショナルがインタビューを行ったNSDのメンバーによれば、逮捕や拘留の権限は、中央政府からNSDに委任されていたという。刑事訴訟法の23条には、「省庁や公的・私的機関が警察の任務の一部である活動を行うときは、警察の権限のある部署の承認を文書で得る必要がある」とある。しかし、警察当局がNSDにこのよう

⁹ アムネスティ・インターナショナルが「Officer」という言葉を使用する場合、階級を意味するものではない。

な許可を与えていたかは不明である。

NSDのメンバーもまた、恣意的拘留や拷問などの人権侵害を行った。事実、NSDのメンバーの一人は、アムネスティ・インターナショナルの代表に対し、拷問がNSDのメンバーによって行われたことを認めた。また、我々の知る限りでは、少なくとも3名が、NSDの収容所で課された拷問が原因で生涯身体障害者となっている。

アムネスティ・インターナショナルは、2002年9月半ばに国家安全局によって連れ去られたアガ・ジャン（Agha Jan）という男性の家族と話すことができた¹⁰。その男性は、当初、武器の所持で追及されていたが、その後は、事務所の物品の窃盗で追及された。我々は、2002年の10月半ばに彼の家族に会った。彼は、収容されて1ヶ月が経ち、その間、拷問を受けていた。彼の腕は、後ろで縛られていた。また、彼の手と足も常に縛られていた。彼の結ばれた腕の間には棒がつけられ、天井からつるされていた。この姿勢のまま、彼は殴打された。アムネスティ・インターナショナルは、この逮捕は恣意的なもので、アガ・ジャンと彼の家族から金銭を巻き上げる目的で行われたと確信している。国家安全局は、40,000パキスタンルピー（約690米ドル）の支払いを釈放条件として要求していた。彼の家族は、彼が収容されたことで収入を失っており、無収入の中で日々の暮らしに苦しんでいる。

提案

国際社会からの支援の下、ATAは以下のことをなさなくてはならない

- 国家治安当局が司法権を超越した逮捕や抑留を行わないこと、また法律に適合するように、そして警察と連携して動くことを確実にすべきである。
- 警察以外の何者も、逮捕や抑留を行う力を持たないという法律上の明確な保障をあたえるべきである。
- 最優先として、逮捕と拘留の二重構造を終わらせるべきである。

警察に対する国民の信頼

「われわれは人々の権利を尊重する治安警官を求める。」（2003年3月1日、西カブールで行なわれた反警察抗議行動で使われたスローガン）

2003年3月1日、何百人もの人が、西カブールの街に繰り出し、女性に暴行を加えようとしたと伝えられる地元警察に対する抗議活動を行った。この抗議活動は、全国的に人々が警察を信頼していないことを如実に表す例である。アクション・エイドというNGOが北アフガニスタンで行った調査において、何か問題が起きたときに相談する人に、警察を挙げた人は一人もいなかったことも、これを物語っている¹¹。警察に助けを求めずに、中央当局の管轄外の、代替の司法制度が使われるかもしれない。

警察は、人権侵害を防止・対処に責任を持つのではなく、人権侵害行為を犯すものであるとい

¹⁰ 個人を保護するために、名前は変えている。

¹¹ アクション・エイド（NGO）が、2002年にジョウジャン・サマンガン・バルク州で行った調査。

う認識も広まっている。彼らは、職業意識に欠け、実行力に欠け、ムジャヒディンとしてふるまい続けていると見られている。カブールでのみで展開しているISAFが、アフガニスタンの治安を高め、人々の権利を守るために機能している唯一の治安部隊であると、多くの人々にみなされている。

国民の警察に対する信頼は、犯罪捜査や防止の能力や、捜査の正確さや効率性の鍵となるため、現在の人々の持つ警察に対する疎遠感は、警察がその役割を果たすための能力に悪い影響を与えるだろう。

法的枠組み

過去 20 年に渡って司法制度とその執行システムは崩壊している。アフガニスタンにおける司法制度はきわめて脆弱であり、法律は遵守されず、あるいは実施されていない。あらゆる人民の人権保護を保障するために、国際人権条約及び基準をアフガニスタン国内法に組み込むことが極めて重要になっている。現時点における国際基準の履行が不可能だとしても、将来最高水準の規定を持つためにその枠組み作りをしておくことは重要である。

警察活動に関する国際的義務

アフガニスタンは下記の主要な人権条約の加盟国である。

*市民的及び政治的権利に関する国際規約

*経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約

*拷問およびその他の残虐な非人道的なまたは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰に関する条約

*あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約

*児童の権利に関する条約

当事国は女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は調印したものの、批准はしていない。¹²

23 年以上におよぶ紛争は、アフガニスタンの経済及びインフラに深刻な損害をもたらしたが、政治的意志の如何によっては重要な変化をもたらさう。例えば、政治指導者たちは人権侵害行為が容認できないものであることを強く訴えることができる。政府は国際人権法に対する責任を追っており、アフガニスタンの全人民の権利を蹂躪するのではなく保護するの為の警察活動を行う枠組みを構築する、あらゆる可能な手段を取らなければならない。

警察活動の多くの側面は、「あらゆる形態の拘留または拘禁の下にあるすべての者の保護のた

¹² アフガニスタンは条約の規定に拘束されることはないものの、その意図するところを自らに課し、条約の目的に矛盾することのないようつとめている。他の人権条約は、条約に規定されている権利は男女が等しく享受すべきものであるということを尊重し、また確実にするという義務を課している。ICCPRの第3条は「本条約の締約国が、条文に規定されている市民的・政治的権利の享受において、男女に同等の権利を保障をすること」としている。

めの国連諸原則」、「被拘禁者処遇最低基準規則」、「自由を剥奪された青年の保護のための国連原則」、「法執行官行動要綱」、「法執行官の銃火器の使用に関する基本原則」などの国際基準に拠って管理されている。これら基準は様々な国連機関を通して国際社会に承認されており、全ての国家はこれらを完全に履行すべきである。

適用される法律とは何か？

新憲法の草案が作成されている一方で、1964 年憲法の一部も効力を維持している。「警察および憲兵法」（1973）は警察の執務のための枠組みを定めている。次に関連するものは「警察官及び憲兵の入隊、昇進及び退官に関するアフガン法」（1973）と呼ばれるものである。警察行動に直接関係するその他の法律には「刑法」（1973）、「刑事訴訟法」（1965）がある。警察が執行しようとしているこれらの主要な法律には重大な欠陥があり、多くの場合警察官が国内法に従って行動するだけで人権侵害にあたる行為を犯してしまう、という状況を生み出している。確かに国内法にはいくつかの人権に対する保護措置が織り込まれているが、国内法が国際法と国際基準を踏まえていることを確実にするために取り組むべき、重大な欠陥がある事も事実である。

憲法と国際基準

1964 年憲法には、法の支配を規定するような明確な条項はないものの、刑事裁判制度における法の支配の確立に貢献する多くの具体的な条項が定められている。これらは全て第 26 条に含まれており、「法の規定に従う」場合を除いて何人も逮捕拘禁もしくは罰せられることはないとの保障もされている。しかし、この条項が法の支配を多少とも擁護する一方、法の支配の保障と全ての執行官が法の範囲内で執務を行わなくてはならないとの明確な規定も必要である。法は全て国際人権基準及び条約に矛盾することなく制定されなくてはならない。

1964 年憲法には明確な法の下の平等が保障されていない。25 条には「アフガニスタン人民は如何なる差別も優遇措置もなく、法の下に等しく権利と義務とを有する」と、差別のない公平な権利の保障が定められているが、これが重要な条項であるにもかかわらず、全人民の権利の保護を政府に積極的に義務付ける法の下の平等を明確に規定するにはいたらない。女性と少数民族の効果的保護のために、これは特に重要な項目である。

警察及び憲兵法（1973）と国際基準

国連の法執行官行動要綱は全人民の人権保護の条項を定めており、これらが国内法に編成されるべきことを規定している。国連行動規範とアフガン警察法を比較すると、アフガニスタンの国内法には多くの欠陥があることが明らかになる。

武器及び小火器の使用

国連行動規範の第 3 条は「任務遂行のために必要な範囲内で、また彼らの任務の遂行のために厳密に必要とされる範囲においてのみ武力行使を許される」と法執行官の武力行使に制限を設けることを求めている。アフガン警察法の第 3 条は警察官によって取られる行動の全てが「合法」、

「適切」かつ「必要」であることを要求しているが、その釣合いの概念への言及はなされていない。アフガン警察法第5章は警察官の任務遂行時に取られる8つの「強制的手段」を挙げており¹³、第6章は、物理的な力の行使に随伴するものとして許容される広範囲にわたる武器、装備について定めている¹⁴。アムネスティ・インターナショナルは法執行官による武器及び消火器の使用に関する国連原則（国連基本原則）に規定されるような保護基準が欠如していることに対し、深刻に懸念している。もし、厳重な監視や説明責任、訓練制度がない場合は、警察官の装備一式は全て人権侵害行為に使われうるものである。国連行動規範及び国連基本原則に明記されている制限と釣合いのガイドラインは一刻も早く国内法に組み込まれるべきである。

国連の基本原則は、生命への直接的脅威があった場合においてのみ、警察官が武器及び小火器を使用する手段に訴えることができるとした枠組みを定めている。一方アフガン警察法第6章に定められている、小火器の使用を認めた特定の状況は広く定義され、小火器の使用は生命への直接的脅威があった場合のみ認められるとした原則には基づいていない。子どもに対する使用の禁止、大衆を危険にさらす状況での使用の禁止、警告なしの使用の禁止と、アフガン警察法は小火器の使用にいくらかの制限を設けている。群集に対する発砲にも必要条件を設けている。しかしそれは、小火器の使用が生命への直接的脅威があった場合のみ、そして他の手段が尽くされた際の最後の手段であるべきことを定めてはいない。

拷問また残酷で非人道的かつ品位を下げるような扱い

国連の行動規範第5条は、法執行官が拷問もしくはその他の残酷あるいは品位を下げるような処罰を行うか、命令もしくは容認することを禁止することを義務付けている。「人間への拷問は容認されない¹⁵。」と、1964年のアフガン憲法も拷問を明確に禁じている。憲法は、拷問は如何なる状況においても決して容認されるべきではないとの立場をとっており、拷問を正当化させるべく法執行官が使う一般的な弁解は、憲法の第26条に言及されかつ却下されている。またある条項は強要によって得られた陳述は法的に無効であると規定している。刑法のある項目は拷問を犯罪行為とみなし、懲役5年から15年の刑に処するとしている¹⁶。もし拷問の末に被害者が死亡した場合、故意による殺人罪に問われる可能性がある。アフガン警察法31条は、法執行官には違法な命令を遂行する義務はないとしているが、拷問に対する明確な禁止はしていない。拷問に関する条項は3つの異なった法律に散在する。

¹³ アフガン警察法第5章9条；警告；身元確認のための呼び止め；立退き；出頭命令；罰金；拘留；犯人と物の探索及び家宅捜査；物の押収。

¹⁴ 第6章19条：「警察権力の行使の手段と機会はそれゆえ、1. 物理的力の行使 2. 物理力の行使の補助的手段：a) 警察車両、b) ホース、c) 人的妨害 d) 警察犬、e) 警察馬、f) 手錠、3. 武器：a) 棍棒、b) 鋭く尖った武器、c) 小火器、d) 爆発物である。これらの手段の使用の際には、警察官はこの条文に示された手順を考慮に入れ、可能な最も穏やかな手段をとることになる。

¹⁵ 1964年アフガン憲法第26条

¹⁶ 275条、個人に対する公務員の不正行為（第2巻、第1部、5章）

汚職

国連の行動規範の第8条は法の執行官が「不正行為全てに対して厳密に反対し、戦っていく」ことを求めるとともに、法執行におけるそのような行為を明確に禁じている。アフガン警察法は反不正行為を取り締まる条項を持っていない。警察官及び憲兵の入隊、昇進及び退官に関する法律も同様である。

国連行動規範の遵守

国連の行動規範の第8条は法の執行官が法律や国連の行動規範を尊重すること、およびそれらへの違反を防ぐことを求めるだけでなく、他の法執行官によるこれら規定の違反行為を報告することも求めている。アフガン警察法にこのような条項はないが、公務員による犯罪および公共福祉に対する犯罪に関する刑法（1962）の第9条は、所属部署での違法行為に対して反対行動をとるよう執行官らに求めている。しかし、この規定が警察に適用されているのか、また、実質的効力を持っているのかは不明である。

アムネスティ・インターナショナルの法務執行官のための10の基本原則（アムネスティ基本原則）

17

アムネスティ・インターナショナルの10の基本原則は既存の人権に関する国際人権法文書を補強するものである。それは、犠牲者の取り扱い、被拘禁者が家族及び法的代理人へ連絡をとる権利、国連の行動規範には明記されていない超法規的処刑及び失踪の禁止に関する保護措置を規定する。

アムネスティ・インターナショナルの基本原則2は法執行官が「全ての犠牲者を思いやりと敬意を持った取り扱い、またその安全とプライバシーの保護」を行うことを要求しているが、アフガン警察法及び警察行動に関する他のアフガン法に、これらに類似する規定はない。

基本原則7は被拘禁者が逮捕後速やかに家族と法的代理人に連絡をとることができるよう求めているが、アフガン警察法は「機密漏洩の心配が無い場合には、被拘禁者がその身内もしくは法的代理人に連絡をとることができる」とその第14条に規定しており、被拘禁者が速やかに、家族と法的代理人の双方に連絡をとる権利を与えてはいない。これは条件付で認められるものであり、また、家族あるいは法定代理人のどちらかへの連絡が認められるものであり、その両方ではない。

アムネスティの基本原則9は法執行官が超法規的処刑もしくは「失踪」を実行、命令または隠蔽するのをやめるよう求めており、そのような命令を拒否するようにも要求している。超法規的処刑及び「失踪」関連の条項はどのアフガン国内法にも直接言及されておらず、今後制定される法律に織り込まれる必要がある。アフガン警察法31条は警察官が不法な命令に従わなくても良いと明記している。

アムネスティの基本原則6は「法的根拠無しに何人も逮捕されず、また合法的な逮捕手続きに

17 全文は付録の「法執行官のためのアムネスティの10の基本的人権基準(AI Index:POL 30/04/98)」を参照。

基づいて逮捕が行なわれること」を規定する。アフガン警察法には特に逮捕の権限またその手続きに関する記述はなく、最低限の法的保護は刑事訴訟法第 31 条における「何人も法的に権限ある機関からの命令があった場合を除いて、逮捕拘禁されることはない」というの規定によって与えられている。

提言

国際社会からの援助の下、ATA は、

- 国際人権法文書が正式にかつ体系的に国内法に組み込まれることを確実にすべきである。
- 1964 年憲法やその他の現存している法律の中で、人権を推進し保護する条項を、新しい憲法や、その他の法律の条項に組み入れるべきである。法律の立法過程における欠陥は、将来の立法過程を起草する際に、取り組まれるべきである。

法の実際の履行

アフガン警察法の条項への認識の欠如がアフガニスタン全土で見られる。上記に示された通り、この法には多くの面において国際法との相違が見られ、改正が求められている。しかし、憲法および司法改革委員会がその改正を行っている最中にも、警察行動は継続されなくてはならない。よって国連の行動規範、国連基本原則、アムネスティの 10 の基本原則といった関連する国際規範が、現地語に翻訳されたうえで広範囲に配付されるべきである。警察官は自らが何をすべきか、また何が懲罰の対象となる軽犯罪に当たるかを理解しなくてはならない。これは警察官が職務遂行をする上での従わなければならない専門的、法的パラメーターを設置し、任務遂行上の説明責任を確立する第一段階となる。

国連の法執行官行動要綱の実施のためのガイドライン（国連ガイドライン）には二つの重要項目がある。そのうち一つは、国連の行動規範を国内法に組み入れることであり、もう一つは訓練と普及によってこの規範に対する法執行官の認識を高める努力がなされなくてはならないことである。アムネスティが会った警視長のうち、誰も国連の行動規範の存在を知らなかった。

提言

国際社会からの援助の下 ATA は、

- 国連の行動要綱とその他の重要な基準となる規則、例えば国連の基本原則やアムネスティ・インターナショナルの 10 の基本原則などを広く配布して知らせるべきである。すべての警察は、法典の内容について訓練を受け、絵が挿入されているか、あるいは簡単なダリ語、パシュトゥ語で書かれた手引きを提供されるべきである。

人権を尊重した警察活動に対する障害

アフガニスタンでは、様々な問題の結合により、警察組織は未だ整っておらず、警察が人権を

尊重する方法で日々の任務に対応できるに至っていない。良心的な警察官でさえ、日々の業務において直面する無数の問題のため任務の遂行を妨げられている。警察官の訓練の実施は、任務遂行における人権尊重を可能にするため国際基準により要求されている。アフガニスタンでは、警察官に対する人権教育は行われていない。捜査技術訓練の欠如自体が、人権問題を形成する。捜査技術の欠如により、自白を得るために強制的方法が用いられる。この問題は、資金不足によってさらに深刻化する。警察官の給料が払われず、また人権を尊重するための任務を遂行するために不可欠な装備の購入も妨げられている。これには筆記用具などの基本用品も含まれる。これらがなくては、警察による拘留中の拷問や不適切な取り扱いからの保護手段となる逮捕記録が作成されない。

武装グループに所属してきた警察官は、軍規範に慣れており、警官として働くためには文民警察としての技術訓練が必要である。

警察組織の構造は不明確である。明確な指揮系統が不在のため、中央政府又は社会に対して責任を持たない非効率なリーダーシップを生み出している。これは、地方においては、財政資源・装備の供給に関わる問題であるが、アムネスティ・インターナショナルがとりわけ懸念しているのは、説明責任を保証するための内部システムの欠如である。警察官にどのように任務を遂行すべきかを示す標準処理手続きが存在しない。小火器の配布管理するための登録、事件や逮捕記録の登録もされていない。

将来、警察任務における人権の尊重を確保するための法的枠組みの構築が急務である。現在、国内法は、人権保護に対して最低限の規定を置いている。これらの規定を新しい法律に向け強化・進展させると同時に、既存の規定を強化し、人権保護の深刻な欠陥を解決するためさらなる法制化が必要である。

これらの問題が迅速且つ効果的に対応されない限り、現在警察の任務についている者がプロの警察官として行動し、人権を尊重することはできないであろう。

警察に対する訓練

「とにかく訓練だ」

2002年10月13日、警察組織に必要なことに関するアムネスティ・インターナショナルの質問に対するスピン・ボルダグ(Spin Boldak)地区の副警視長の回答。

アフガニスタンでは、警察に対する職業訓練はほとんど若しくはまったく行われていない。警察官に対する職業訓練では、人権問題を、理論面・実践面ともに不可欠な要素として扱い、警察官が日常の任務において国際人権基準を適用できるようにしなければならない。国連の基本原則は、法執行官の訓練の中で、「特に捜査過程における警察倫理と人権¹⁸」に特別の注意を払う必要性を強調している。

警察活動における国際人権基準又は人権と警察活動に関する国内法の理解の欠如が警察官の間

¹⁸ 国連の基本原則第20条

に広く見られる。この知識の欠如は、いくつかの例外を除き、地区レベルから国家レベルまで広がっている。警視長が、例えば逮捕手続といった関連法規のいくつかの規定に関する知識を有していても、関連国際法規の存在を知っている者はいない。これらの国際人権基準の実行が警察官の訓練の一部として組み込まれ、警察が一貫した行動を取ることができるようにすることがとりわけ重要である。

アムネスティ・インターナショナルがインタビューを行ったすべての警視長が訓練の欠如が効率的な警察の任務遂行の主な障害であると強調した。何名かの警視長は少なくとも 10 年前にトレーニングを受け、アフガニスタンでは「プロフェッショナル」と呼ばれている。他の多くの者は、「プロフェッショナル」とは見なされない、軍隊での経歴を持つ。以前ムジャヒディンに所属しており、文民警察官としてのスキルを学ばなければならない大多数の警察官に対して特別な訓練（適切な逮捕技術、拘留者の適切な取り扱い、群集の管理、犯罪捜査などを含む）が必要である。

新警察官に対する訓練

2002 年 1 月に東京で開かれた支援国の国際会合において、ドイツ政府は、暫定行政機構の要請を受けて、アフガニスタン警察の再建を援助する中心として行動することで合意した。ドイツ政府のアフガニスタン警察支援計画（ドイツ計画）は、重要な経済的・技術的支援をと専門知識を ATA に対し提供してきた。ドイツ計画は、①構造及び組織に対する助言、②再建された警察学校での訓練、③再建、④警察車両及び犯罪器具の実情の提供を含めた支援、⑤他の支援国の警察関連支援活動の調整という主要 5 分野から成る。今日まで、ドイツ計画は、内務省内の警察行政の再構築、警察官訓練のカリキュラムの作成を含む警察学校の再建を優先してきた。

カブールの警察学校はアフガニスタン国内で警察官に対する訓練を行っている唯一の機関である。同校は 2002 年 8 月に 1500 人の生徒で以って再開した。生徒は全て新人の警官で、定員は満杯になっている。警察学校は非幹部用の 1 年コースと幹部用の 3 年のカリキュラムを提供している。卒業生はすべてカブール外に配属されうる。カリキュラムは、アムネスティ・インターナショナルの調査時に構築され始めたため、アムネスティ・インターナショナルは警察学校における訓練に関する完全な評価を下していない。しかし、アムネスティ・インターナショナルの代表団は、警察学校の再開直後、行進など軍隊的な活動を目撃している。警察学校のカリキュラム担当者は、アムネスティ・インターナショナルの 10 つの基準を含めた国際人権基準を取り入れる約束をした。ノルウェー政府は、警察学校の人権教育の構築に参加しており、警察学校の教官に対して人権教育を行うチームを派遣している。ドイツ計画はカリキュラムの評価・修正に責任を負うが、アムネスティ・インターナショナル調査団の派遣中にはまだこの作業は始まっていなかった。

警察学校は長期的には結果を生むであろうが、全てのレベルの警察官のための訓練が完全に欠如していることに対する取り組みはいまだ不十分である。

捜査技術訓練

捜査技術に関する訓練が尋問の際の自白強要防止対策となることは広く認識されている¹⁹。カブールの警察学校以外には、捜査技術に関する一貫した訓練は行われておらず、その結果、自白を得るために拷問又は非人道的な取り扱いを行う警察官が存在する。

既に任務についている警察官に対する訓練

「職業における教訓を認識していない者は、いかなるときも公の秩序に対する脅威となり得る。内務大臣は、地方警官のプロ意識育成のための適切な計画を作成しなければならない。また、(警官のための) 職業訓練は、すべての地方において行われなくてはならない。」(ラジオ・アフガニスタンでの 2002 年 11 月 21 日のカルザイ大統領の演説)

訓練の必要性は政府によっても認識されている。そのことはカルザイ大統領の上記の引用の中でも例示されている。アムネスティ・インターナショナルとの会合で、ヘラル将軍(内務省国内安全保障副大臣)は訓練が、特にカブール以外の地域においては重要な意味を持つと強調した。しかし、中央政府はこれを実現するために十分な資源を有していない。

調査団が訪問したほとんどの警察署において、どのレベルの警察官に対する訓練もまったく行われていなかった。僅かな地域においては、地区又は州の警視長によって、州政府又は中央政府から援助を受けることなく、訓練を行う試みがなされていたが、これらの努力はいずれも一時的なもので、国内法規定又は国際基準によって導かれたものではなかった。アムネスティ・インターナショナルはカブールの警察学校以外で警官養成者としての訓練を受け、また組織的な訓練を行っているものに出会わなかった。カンダハールでは、中央政府によって地方に提供される訓練の欠如に苛立ちを募らせた警視長、モハメッド・アクラム(Mohammad Akram) 准将がトレーニング・プログラムを開始した。同プログラム中では、20 人 1 グループの下位の警察官が、毎日 1 時間半の訓練を受けている。この訓練は、彼の管轄下で働く警察官で、過去に訓練を受けた経験のある「プロフェッショナル」と呼ばれる者により行われている。訓練は、例えば「逮捕された者は人間として扱われなくてはならない」など概して一般的な内容を扱うものであると、アクラム准将はアムネスティ・インターナショナルに語った。カンダハールの第三地区では、旧カブール警察学校を卒業した警官が、他の職員に対する訓練を行っている。この訓練は、すべての警官に共通する一般規則の教育を含んでいる。

ヘラートのある州の警視長がアムネスティ・インターナショナルに語ったところによると、人権教育の重要性は認識しているが、現行の訓練の中には含まれていないとのことであった。

ドイツ計画は、アフガニスタン警察の再建に不可欠な任務に取り組んできた。しかし、計画の対象範囲は限られているため、重要分野が手付かずのままであり、支援国によるさらなる援助が不可欠である。現場教育が特に州の警察にとって手付かずのままになっているニーズである。

支援国政府は、州の警察官に対する訓練の不足を認識している。2002 年 12 月、ドイツ計画は州の地方の警視長に対する(人権に関する訓練を含む) トレーニング・セミナーを企画した。警

¹⁹ 拷問に関する国連特別報告者。2001 年 7 月 3 日修正勧告 UN Document A/56/156

視長に対する必要不可欠な訓練の他、このセミナーは、現在ほとんどつながりを持たない中央政府と地方警察の関係を築くのに貢献した。

米国国務省の Bureau for International Narcotics and Law Enforcement はカブールの 7000 人の一般警察官に対して訓練を行う計画を立てた。この計画は、地方出身者の中から潜在的トレーナーを選出し、カブールでの訓練の後、各州で訓練を行わせることによってカブール以外の地域での訓練の必要性にも対応しようとするものである。また、この計画の範囲を治安が回復次第、カブールの外に拡大する計画もある。しかしながら、州の警察官に対する訓練が実現するまでの間、州の警察は専門訓練なしで任務を続けることになる。

一貫した訓練計画の実現のためには、すべての支援国が警察に対する訓練に参加することが不可欠である。専門スキルにのり実用的指導と人権の尊重と保護を組み込んだ警察訓練についての全国レベルでのカリキュラムの開発・実行なしでは、国際人権基準に対する新たな実行は確立されず、違反が継続することとなる。この訓練は監視・評価されなければならない、評価の結果必要とされた変更は訓練に取り込まれなければならない。

提言

国際社会の支援の下 ATA は、

- 国全体ですべての警察に訓練を提供するべきである。国際人権・人道法及び基準、そしてそれらの実施は、不可欠で永遠である訓練の要素として、取り入れられなければならない。これは、アフガニスタンがすでに批准している国際条約をどう遵守するか、特に治安維持に関係がある、その他の国際法規範をどのように実施していくのかということを含むべきである。

代表の問題－市民を代表しない警察組織

「刑事裁判制度上のすべての組織と同様に、すべての法執行機関は全体としての共同体を代表し、それに敏感でなければならない。²⁰」 「民族差別に終焉を」－カブール西部で 2003 年 3 月 1 日に行われた警察に対する抗議行動で使用されたスローガン

警察活動に関する研究において、警察はサービスを受ける側にある人々の同意が存在しないかぎり効果的に機能しないことは広く認識されている。これは、警察活動が公平に行われ、特定の集団のためではなく共同体のすべてのために遂行されると社会において信じられているときに達成される。文民警察組織は共同体を代表する場合に最も効果的となり、民衆の信頼、信用、尊敬を得ることができる。さらに、市民の尊敬を得られない警察は、より強制的行動に頼る必要性を感じ、さらなる抑圧を生む結果となる²¹。

²⁰ 国連総会決議 34/169 (1979 年 12 月 17 日)

²¹ “Human Right on Duty, Principles for better policing-International lessons for Northern Ireland” 1997 年

警察官の採用

中央政府は、州の警視長を指名する公的責任がある。その後、指名された警視長は自身の部下である警察官を指名する。州の警察の採用に関するガイドラインが存在するかは知られていないが、多くの州における警官の採用に対して中央政府のコントロールがおよんでいないのは明らかである。地方指導者による事実上のコントロール及び政治的忠誠に対する考慮が、国際基準で要求される能力及び適正以上に、州における警察官の長の選出に大きな役割を果たしていることは明らかである。中央政府は、特にカブール以外の地域では、これらの長を監督又は解任する権力はほとんど持っていない。一般の警察官は、元警察官（10 年以上前にある程度の国際的な訓練を受けた者）又は訓練をほとんど又はまったく受けていない元ムジャヒディンの双方から採用されてきた。

警察官の新規採用

いかなる社会においても、警察は奉仕する共同体を代表するものでなくてはならない。アフガニスタンでは、警察組織が社会を構成する多様な民族構成を反映するものであることが不可欠である。国連は、「市民を十分に代表する、プロフェッショナルの、多民族で構成される軍及び警察を設立するためのアフガニスタン移行政権の努力」を歓迎した²²。警察学校の 3 年間コース履修の最低条件は、読み書きができ、最低 12 年間の教育を受けていることである。1 年間コースの履修は、6 年間の教育の終了を条件としている。新入生は身体・精神検査を受け、さらに犯罪歴がないことが要求される。もっとも、アムネスティ・インターナショナルはこれがどのように確認されているか把握していないが、入学には年齢制限があり 18 歳から 22 歳である。これらの条件は一般的に適用され、民族間での差別は設けられない。ドイツ計画は、状況の許す限りにおいて、社会を代表する組織となるよう、公平な採用プロセスを心がけたとアムネスティ・インターナショナルに報告している。しかしながら、アムネスティ・インターナショナルは、警察学校の学生の 90 % がカブール北部の主に二つタジク人が居住する地区の出身であると複数の情報筋から報告を受けている。事実であれば、そのような民族的偏りのある採用は将来において問題となると考えられる。

女性の採用

アフガニスタンで警察官として働く女性はごく僅かである。何人かの警視長は、アムネスティ・インターナショナルに対して、（彼の管轄下に）女性警官がいると回答し、女性が採用されることへの期待を示した。しかし、女性警察官採用に対して消極的な立場もあり、例えばバルク（Balkh）地区の警視長は、女性警官が勤務するための設備が整っていないとし、またこの職業が女性に適さない理由として劣悪な治安状況を挙げた。

アムネスティ・インターナショナルが女性警官に会ったのはたった一度だけであった。それはアフガニスタン南部のカンダハールにおいてである。彼女達の役割は限定的であり、ほとんどが女

²² 国連安保理決議 1444（2002 年 11 月 27 日採択）

性容疑者に対する身体検査又は女性がいる建物の捜査で、通常の警察任務は含まれていなかった。三人の女性警官がカンダハール警察で働いていた。一人はタリバン政権による支配開始以前に警察学校を卒業していた。彼女の任務には捜査・尋問のために女性を刑務所から移送すること、女性の捜査および報告書の作成が含まれている。

2002年12月に、40人の女性がカブールの警察学校に入学した。その内の28名が1年間コース、12名が3年間コースに参加している。タリバン政権時代の女性に対する教育の禁止を考慮して、女子学生が男子学生と同レベルに達せられるよう女性に対しては補修が行われている。2003年2月には、ドイツ計画の支援を受けた警察学校は、女性（アフガニスタンの全州の出身者）を対象とした採用活動が開始した。アムネスティ・インターナショナルはこの動きを歓迎する。

宗教的、社会的、行動規範への適合の圧力を原因として、女性が警察組織に加わるにあたり大きな困難が生じ得る。一人の女性警察官は職業を理由に殺人の脅迫を受け、家族も脅された。また、実際面での困難もある。警察学校への入学は、カブール以外の地区の女性にとっては簡単な選択ではない。家庭での役割が家族を離れて住むことを妨げたり、はるばるカブールへ行き、一人で暮らすことを家族から許されないこともあるからである。ドイツ計画は、警察学校に助成寄宿舎を設けることを希望しているが、短期間の内にこれが達成されるのは難しいだろう。

男性が、女性警官がアフガニスタン警察の不可欠な構成要素として見なすのは、女性の捜査及び逮捕の場合においてのみである。しかし、女性警官の任務の拡大が必要である。女性は、女性容疑者の逮捕・拘留と同様、通常の警察任務遂行のためにも採用されなければならない。男性警官が女性を捜査・逮捕することは認められていない。女性警官がいない地域で警察が採用している方法は、人権を侵害に繋がるものである。ヘラート州では、拘留される女性と共に男性親族が逮捕される。これは恣意的逮捕からの保護の権利を侵害するものである。女性警官がいないカンダハール州のスピン・ボルダグ（Spin Boldak）地区では、女性は男性親族の助けをかりて逮捕され、直ちに女性警官のいる町に移送される。同じく女性警官のいないバルフ州のディダディ（Dihdadi）地区では、女性に関係する問題は村レベルで対処される。女性が拘留される場合、マザリシャリフの刑務所に移送されるまでの間、村の長の住居に拘留される。アフガニスタン中央部のバーミヤンでは、逮捕後、女性は兄弟又は父親と共に2、3日拘留される。その後、彼女は誰かが保証人となることによって釈放される。これは、一人で拘留された場合、嫌がらせをうけるおそれのある女性を保護するためにしばしば行われおり、適切な女性拘留施設が整うまで続けられるものと考えられる。しかしながら、これは無罪である親族が恣意的拘留を受けるという点で問題がある。自由権規約の第9条は、「すべての者は、身体的自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は拘留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由は奪われない。」と規定している。

提言

国際社会の支援の下、ATAが、

- 警察はできる限りアフガニスタン社会の多様性を代表することを確実にするような警察の採用や慣行を発達させるべきである。女性の採用という目標を設定しそれを維持するべきであ

る。すべての民族、すべての地域からの採用を目標とすることも目指され、また維持されるべきである。そのようなグループがいかにようにも差別されることがないように、働く環境の改善が促進されるべきである

警察活動のための資金

「始まりも終わりもない詩のようだ。ただ同じ節が延々と繰り返される。」

(2002 年 11 月、パルフ州の警視長、Eesa Eftekhari 将軍の言葉。同僚が述べた、彼らの直面している、資金面での問題についての描写を、このようにまとめた。)

地方における中央政府の権威の欠如は、カブールから給与及び装備のための資金が供給されないことによって助長されている。アムネスティ・インターナショナルの調査団は、靴、制服、筆記用具、交通・通信手段を持たない警察官に出会った。警察が正しく任務を遂行するインセンティブは存在せず、給与なしでは中央政府に対する忠誠心又は国家レベルで発された行動基準への遵守を確保するのは困難である。中央政府から州及び地区への資金・設備の供給不足は、汚職を助長するだけでなく、金銭などによる影響力を行使することにより、刑罰を受けることなく人権侵害が行なわれる状況を生み出す。

未払いの賃金

「給与、施設、装備を供給する立場にいないのに、どうして100%のパフォーマンスを要求できましょう？」(内務省国内安全保障副大臣のアムネスティ・インターナショナルに対する 2002 年 9 月 12 日のコメント。)

国際人権基準によれば、「すべての法執行官は十分な報酬及び適正な労働環境を与えられなければならない」²³。しかしながら、2002 年の 9 月から 11 月にかけてアムネスティ・インターナショナルが訪問した各州では、警察官は中央政府から 4 ヶ月間も給料を払われていなかった。

中央政府からの給料が支給されない状況で、個人の資金、又は借金から警察官に給料を払おうとした警視長は、アムネスティ・インターナショナルがインタビューした者の中で僅かであった。いくつかの地区では一般の警察官は給料を支払われておらず、代りに毎月、食糧の配給を受けていた。カンダハール州のスピン・ボルダグ地区では、幹部警察官は給料及び食糧手当の支給を受けていたが、下級警察官は米と小麦を含む食糧を受け取っていた。バーミヤン州の知事は、中央政府から給与の支給を受けたときに返済するという合意の下、一般の警察官に給料を支払うため商人から借金をしたとアムネスティ・インターナショナルに対して証言した。アムネスティ・インターナショナルは、商人に借金が返済されたか確認するためバーミヤンに戻るができなかった。マザルエシャリフでは、警察官は給料が払われるまでの間、家庭又は商人から借金をしており、ある地区の警視長が認めたように、「汚職の問題を引き起している」。ヘラーとでは給料が

²³ 「国連の法執行官行動要綱の実施のための 1989 年の国連ガイドライン (仮訳)」(Guideline for

支払われていたが、これはイランとの貿易の関税及び利益に帰するものと推測される。州警察は、いずれも、中央政府から資金の供給を受けていなかった。

どうすれば状況が改善されるかという質問に対するディダディ地区の警察署長の回答は、「警官に給料を支払うこと以外にですか？」というものだった。

アムネスティ・インターナショナルは、給与が支払われている地域においても給与額は十分でなく、平均的な家庭を支えることはできないとの報告を受けている。カブール警視長、サランギ將軍によると、警察官に支払われる給与は、警察幹部で月額 200 万アフガニ（US \$ 40）、下級警察官は 800 万アフガニ（US \$ 16）とのことであった。しかし、金額は質問した警視長によって異なり、全国的な賃金基準が存在しないことを示唆していた²⁴。長期にわたる戦闘により多くの家族が働き手を失っており、そうした理由で大家族を扶養している者にとって、この問題はより深刻なものとなっている。

この影響は、汚職の蔓延として既に現われている。インタビューを受けた多くの拘留者は、金銭の見返りに解放されたと証言している。アブドゥル・ジャン（Abdul Jan）は尋問の間、殴られ、電気ショックを受け、1 万米ドルを要求された。5 ヶ月の拘留の後、要求額は 4,000 米ドルに減額され、この額を払うことができれば解放すると言われた。全国で、同様のケースがアムネスティ・インターナショナルに対して報告されている。

アフガニスタン北部のバルク州では、警察は道路沿いのチェックポイントであからさまに「寄付」を強要している。バルク州の警視長は多くの問題を認めたが、給与が支払われない状況では、汚職及び金銭強要の問題の解決方法は見当たらないと答えた。

すべての警察官が十分な賃金を定期的に支給されない限り、自ら又は大家族を養う必要なある警察官の汚職の問題は国中で継続するであろう。

国連開発計画によって運営される The Law and Order Trust Fund (LOTFA) は、給与、武器を除く装備の調達、システム及び施設の再建・復興、トレーニング、および制度開発という警察活動の 5 分野のために中期的な資金を供給することを目的として 2002 年 6 月に設立された。支援者は、この基金への貢献を期待される。集まった資金は、上記の優先順位に従って分配される。現在、新しい諮問組織システムが実行されつつあり、政府が主導する単一の調整メカニズムにより、ATA が将来の支出の優先順位を設定することができるよう保証される。ただし、基金の 25%は支援国が内務省の特定活動に用途を指定することができる。

LOTFA は現在、2003 年中間期まで第一の使用目的（給与）をカバーするのに十分な資金を有しているが、これに州警官の給与まで含まれるかは確かではない。UNDP によると、LOTFA は 2002 年末時点で、カブールの 7000 人の給与を支払うのに利用されただけである。全国的な給与支払いの遅れの理由として、給与支払いに関する効果的な監視システムの欠如が UNDP の職員によって指摘されている。

今後 2 年間の 6500 万ドルという目標に対して、1120 万米ドルしか支払われていない。警察活

Implementation of the UN Code for Law Enforcement Officials) 1989

²⁴ 2003 年 2 月 1 日時点で 1 米ドルはおおよそ 45-50 新アフガニ、45,000-50,000 旧アフガニに相当した。大きな額はラック (Lakh) で数えられ、1 ラックは 100,000 旧アフガニに相当する。

動において必要とされる大々的な改革・復興を行うのに十分な資金を得るためには、かなりの不足である。国際社会によるさらなる援助がなければ、警察官の給与は十分にカバーされず、他の4つの事項に対応することはできない。

提供を受けた資金に対し、基金が説明責任を果たすことができないのではないかという懸念が、一部の支援者から上がっている。従って、財政的説明責任を確実に果たすことができるシステムが最優先として確立されなければならない。米国政府は給与システムとの一部として使用できる安全性の高いIDカードを全ての警察官に供給するプロジェクトを企画した。これは、まず手始めにカブールの7000人の警察官のみに対して導入されるようだが、2004年には他の州にも拡大される計画である。給与支払いを効果的に監視するシステムが最優先事項として確立されなければならない。

提言

国際社会の支援の下ATAは、

- カブール外の警察のニーズに特に注意をはらうべきである。ファンドは優先的に地方に割り当てられなければならない。
- 制度的なレベルで、財務的説明責任の明確な系統を確立すべきである

国際社会は、

- 警察組織のすべての構成員が給与を支払われることを確保するためLOTFAに資金を提供すべきである。給与は家族を支えるのに十分な額でなくてはならない。

施設の問題－拘留者に対する保護の欠如

長年続いた武力紛争の間に、警察署は破壊された。残った建物も、多くは大きな損傷を受けている。警察署がない地域では、警察が中央からの資金が得られないため家賃が払えないにも関わらず、私人が所有する建物を占拠している。このような荒廃した施設、そしてそれらを修繕するための資金の不足は、非常に貧しいこの国の状況を反映している。

アムネスティ・インターナショナルが訪問した多くの地区警察は荒廃した警察署を使用していた。また警察署が破壊されたために、公の警察署の建物で働いていない者もいた。カブール地方のある地区の警視長は、家主が毎週立ち退きを求めてやってくるが、彼らに移ることができる公の建物がないと、アムネスティ・インターナショナルに対して証言した。多くの場合、警察拘留施設での拘留状況は不適切なものである。設備・安全が十分確保されない施設で対応しなければならないことから、壁をのぼって拘留者が逃亡することを防ぐための足かせの使用など、他の拘留者管理の方法が用いられる。これは「囚人の拘留についての最低限の基準原則 (Standard Minimum Rules for the Detention of Prisoners)」の第33条により禁止される行為である。拘留施設の再建に必要な物資が供給されない限り、足かせの使用は続くであろう。さらにひどく破壊された施設の中では、衛生設備は最低基準に合致しない。適切な拘留施設なしでは、多くの地区の警察

署は男性と女性及び児童を分けて収容することができない²⁵。

装備

「装備が不足している場合、警官はあまり良くない方法で任務を遂行する傾向にある。」

(バルク州の地区警視長が、2002 年 11 月にアムネスティ・インターナショナルのインタビューに答えて。)

アフガニスタンの警察は、任務遂行のために必要な適切な装備を備えておらず、結果として拘留者を管理するために国際基準に違反する方法をとっている。被拘禁者処遇最低基準規則は、「手錠、鎖、鉄、拘束衣といった拘束用の道具は、刑罰として使用されてはならない。さらに、鎖と鉄は拘束器具として使用されてはならない。」と規定している。

アフガニスタンでは、拘束するための器具が存在する場所では日常的に使用されている。国際基準に反して、多くの拘留施設では拘留者を拘束のために長期間にわたって足かせが使用されている。2 種類の足かせがよく使用されている。一つは囚人の両足首のくるぶしのまわりに固定された鉄の輪から構成されている。鉄の棒が逆の V の字を作るように両足の足かせに固定される。この二つの棒の長さは約 50 cm であり、太ももの真ん中あたりで鉄の輪につながれ、この鉄の輪はまたロープやチェーンでウエストに巻かれる。もう一つの足かせも同じ鉄の輪がくるぶしに固定され、そしてそれは一本の棒でつながれる。棒のサイズは一つだけである。平均的な身長ではない人は、棒が長すぎる又は短すぎるため、苦痛を感じ得る。これが通常足かせをされた時に感じる苦痛に追加される。鉄の棒は直径 1.2 cm 程度で、重さは、足首にされる足かせとあわせて約 4 キロである。鉄の足かせは長期間されるとひどい怪我の原因になる。これは、残虐な、非人道的な品位を傷つける扱いに該当する。

警視長は、逮捕の障害となっている、手錠を含めた適切な装備の欠如を指摘した。アムネスティ・インターナショナルがインタビューしたある地区の警察署長は足かせ 2 組を除いて、拘束のための器具を持っていなかった。

国際基準は、死亡又は負傷のリスクを減少させるため、危険でない拘束器具の発達を奨励している。しかしながら、国際基準はまた、これらは「慎重に評価」されなくてはならず、「そのような器具の使用は慎重に管理されなくてはならない²⁶」としている。警察官が任務を遂行できるよう適切な装備がすべての警察に供給されること、さらに、訓練と監視メカニズムが同時に確立されることが不可欠である。法を強制するための適切な手段がなくては、警察官が適切な装備なしで任務を遂行しようとする際に、人権侵害が犯されるであろう。

²⁵ 児童の権利に関する条約第 37 条(c)は「自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で扱われなければならない。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人と分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。」と規定する。「Standard Minimum Rules for the treatment of prisoners (仮訳：自由を奪われたすべての者の者の取扱いに関する最低基準)」の第 8 原則は異なるカテゴリーに属する拘留者の分離を規定している。

²⁶ 国連基本原則第 2 及び第 3 条

アフガニスタンでは警察は軍事紛争の際と同じ小火器を使用している。他の装備又は訓練の欠如により、火器への過度の依存が存在する。「致死性の低い」としばしば言及される様々な装備を警察に供給されることが検討されなければならない。アムネスティ・インターナショナルは残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱いに使用され得る特定の装備に懸念を有しているが、一定の状況において、致死性の低い武器が秩序維持のために必要であることは理解している²⁷。

火器の保管及び輸送

国際基準では、小火器の管理、保管、輸送及び供給は規則により統制されなければならない。それには、警察官に供給された火器及び弾薬に対する警察官本人の説明責任の確保のための手続きが含まれる²⁸。

アフガニスタンでは、小火器の保管及び供給に関する手続は存在しない。多くの警察官は、私有又は警視長が所有する小火器を使用している。それらの小火器は以前、軍事紛争でムジャヒディンによって使用されていた軍用の小火器であり、警察によって監視されていない。これらの小火器の規制に対する取り組みがあつたとしても、警察署は小火器の安全な保管を実行するために必要な設備を備えておらず、また小火器及び弾薬の供給を記録するシステムも整っていない。アムネスティ・インターナショナルは、筆記用具など基本設備すら不足している現時点において国際基準に従うことは不可能と認識している。しかしながら、機会を見て、最高基準を定めておくことは重要である。将来、小火器及び弾薬が警察組織の武装のため供給される際は、小火器の無差別の使用を防止するための防止措置が必要不可欠である。

総合的設備

警察任務の遂行に必要な基本的な兵站設備すら欠いている。アムネスティ・インターナショナルが訪問したすべての州の警察区及びカブールの多くの地区で、制服、筆記用具、その他の基本設備の不足に悩まされていた。バーミヤン州では、犯罪捜査次官が事務所、そして筆記用具を有していなかった。この状況では、拷問に対する主要な防止措置であり、または説明責任確立の手段となる、事件又は逮捕及び拘留等の記録を残すことができない。

記録

²⁷ アムネスティ・インターナショナルは、電気ショックベルトの使用に留保なく反対し、そのような武器の使用および効果に関する厳格、独立且つ公正な調査の結果が出るまでは、スタン・ガン、スタンシールド、テザー等すべての電気ショック装備の製造、使用、促進及び譲渡の停止を主張する。同団体は、粘膜を炎症させ、目が開けられなくなる、咳、嘔吐、息切れ、激しい苦痛等の症状を引起すOCスプレーなど、他の装備の健康に対する潜在的危険性について懸念している。これは催涙スプレーに使われるメースなどの衝撃を与える武器に代わるより安全且つ効果的な代替物質として促進されたが、健康への危険性に関する懸念が高まっている。例えば、それは人間の呼吸器官に有害であると研究結果も出されている。また、それは、既に拘束された容疑者に対して、故意に残虐な仕方で使用されることもある。アムネスティ・インターナショナルはOCスプレーの使用について独立した見直しが必要であり、OCスプレーの使用について独立した評価が必要であり、かつその使用を許可された警察組織は厳格なガイドライン及び使用の制限、透明な監視システムを導入することが必要であるとアムネスティ・インターナショナルは考える。

²⁸ 国連基本原則第 11 条(c)

拷問に関する国連の特別報告者は、逮捕の時間・場所及び逮捕を執行した警察官の身分に関する情報は性格に記録されるよう勧告している²⁹。記録は、申し立てがなされた際に事件を参照することを可能するため、拷問及び人権侵害に対する基本的・実行的防止手段であり、説明責任の確立を促進する。正確な逮捕・拘留記録は、人権侵害から拘留者の保護すると同時に、恣意的拘禁又はその他の侵害についての偽りの申し立てから警察官の保護に貢献する。

記録は、以下のものを含まなければならない。

- a) 逮捕理由
- b) 逮捕及び逮捕された者を拘留所へ連行した時間、司法当局等に最初に出頭した時間
- c) 関係した警察官の身分
- d) 拘留場所に関する正確な情報³⁰

アムネスティ・インターナショナルが訪問した警察署では、いずれも逮捕及び事件の記録又はその他の記録が付けられていなかった。

通信及び交通

通信・輸送設備の欠如が広く見られ、警察の犯罪・秩序崩壊に対する効率的対処を妨げている。多くの警察区では警視長の私用車のみが使用されている。個人が所有する一つの車に依存しているため、警察署から徒歩で行くことが不可能な場所では、一つの事件にしか対応できない。マザリシャリフのある地区では、一つの警察署の管轄地域を縮小するために新たな警察署が追加的に設立された。米国國務省は、内務省と全ての州の警視長の間のラジオ通信の確立に協力している。このシステムが確立され、適切に維持されれば、カブールと地方の州との間の通信が大きく改善されるだろう。

インタビューを受けた多くの州の警視長は、任務遂行のため私物の使用に頼っている。マザリシャリフ第7地区では、警察に使用される車、ラジオ及び小火器を含むすべての設備はその地区の警視長の私物であった。地区の警視長が自分が所有する設備を提供し、配下の警察官は彼に対してのみ責任があると考えているため、これは説明責任の欠如を促進する。ドイツ計画は車両を提供したが、十分な台数を確保できず、全国の需要を満たしていない。

警察官の身分証明書

アフガニスタンの警察には統一された制服がなく、警察官として認識できない。多くの警官はアフガニスタンの多くの男性がするように、軍の制服を着用し、他の者との区別ができない状態にある。国際人道法では、法執行官は制服によって認識可能でなくてはならず、また何らかの身分証明書を所持しなければならない。これは説明責任を確立し、そして、民衆に認識可能な職業集団としてのアイデンティティの確立に貢献する。

²⁹ 国連特別報告者。2001年7月3日 修正勧告UN Document A/56/156

提言

国際社会の支援の下、ATA は、以下のことを実行すべきである。

- 適切な警察署、女性用に分離された拘留施設を含む人道的な警察の抑留施設が、最初は州ごとに、最終的には全地区に建設されることを保障するよう、資源を提供するべきである。
- 手錠や致死性の低い武器を与え、自衛のための装備を正しい使い方の訓練をほどこした上で与えるべきである。そして同時に十分な監視システムを発達させるべきである。
- 武器の使用についての独立した、厳格な監視が行われるようになるまでは、その使用が、濫用や正当でない負傷を負わせる重大なリスクがあることが明らかである場合、そのような武器はアフガニスタンに持ち込まれるべきではない。これにはペPPERガスといったものも含まれる。
- 将来実施されうる、小火器に関する統制、保管、および供給を規制する手続きを発達させるべきであり、警察を新しい手順に基づいて訓練するべきである。
- 一貫した、持続可能な記録手続きを促進する設備を提供するべきである。これらの手続きにおける訓練は国全体で提供し、逮捕や事件簿の正確な記録などを可能にするべきである。

説明責任と監視

警察権限が濫用されていないと保証する監視体系なしには、警察は罰を受けずに人権侵害を犯しかねない。「市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）」の2条にあるように、説明責任は法的救済の最も重要な部分である³¹。説明責任の構造によって人々は不服申し立てを提出することができ、警察に対する信用も改善される。

説明責任を確保する唯一のメカニズムというものはないが、全てにおいて優先されるべきものは、個々の警察官はもちろん一般に警察組織が社会にたいして責任を負うことを保証する構造である。法的枠組みは、適当な慣行を定義し、犯罪の申し立てがあった場合に国家が調査を行うことを要求するような妥当な国際的人権規範によって通知されなければならない³²。

説明責任の確立の重要性に関わらず、アムネスティ・インターナショナルの知る所によると、アフガニスタン移行政権（ATA）も国際社会も全国的規模の説明責任構造を設立しようとする試みはおこなってきていない。効果的な警察の説明責任構造を設立するための計画やそれに対する優先性の欠如は、警察の再建に関わる所の欠点である。

国内監視メカニズム

³⁰ あらゆる形態の拘禁または拘禁の下にあるすべての者の保護のための国連諸原則第12条

³¹ ICCPR2条3項(C)は「この規約の各締約国は救済措置が与えられる場合に権限のある機構によって執行されることを確保することを約束する」と述べる。

³² 例えば「超法規的、恣意的かつ即時の処刑に対する調査及び効果的予防に関する国連原則」（国連経済社会理事会決議1989/65）は公務員による過度の、もしくは違法な権利使用により生じた殺害は刑事犯罪として罰せられるべきであり、それらが起こったときには、政府は即座に完全で公平な調査をすることを要求している。

「法執行機関の監督は勿論、国内統制と対外的な統制を保証するために効果的なメカニズムが設置されるべきである。³³」

アフガニスタンの国内法では、憲法は生活権、個人の自由と安全と結合の権利、拷問からの自由の権利を含む基本的な権利を認めており、国家をこれらの権利に対して責任があり法の支配を保証するものとしている。

国内法の中で、唯一警察機構の説明責任に言及しているのは、1973年の雇用法の中の憲兵の昇進と退職においてである。98条は「義務に抵触する軽罪・重罪犯罪の場合、警察官、憲兵、Hamaradifan（特別警察）は国家によって決められた特別な警察法廷によって起訴されるべきであると規定している。警察と憲兵の裁判を命令する権限は、彼らの昇進を承認する権限のある役所次第である」と述べている。これは全く不十分であり、事実上警察職員を通常の裁判制度の外に、ある意味では法の外に置くものである。

アフガニスタンには、公務員による人権侵害や犯罪の報告の独立した調査のための、または警察の行動を評価したり監視したりするための、適当な一貫した全国的規模のメカニズムがない。地方の知事や指揮官による、公衆のための不服申し立て手続きを実行しようという試みも幾つかの地域ではなされているが、これらの大部分は善意からなされたものであっても、鍵となる問題に対処することができず、効果のない形式的なものである。幾つかの事例では、適当な体制はどれも効果的に機能しておらず、効果的な行動をとるためというよりはむしろ公衆に支配力を及ぼすための試みとして設置されたのではないかという懸念がある。アムネスティ・インターナショナルが記録した、警察による人権侵害の膨大な事例の中で調査されたものは一件もない。何人かの警察の上級職員は、アムネスティ・インターナショナルに対し、警官らを罰したと語ったが、その理由や、疑わしい事件について如何なる調査がなされたかということを開示しようとしなかった。それらの懲戒処分は停職や数日間の留置を含んでいる。警察官を懲戒処分にするよう決定するのが誰なのか、如何なる根拠に基づくのかということは明らかでなく、懲戒処分がなされるのに個人的な悪意や組織に対する忠誠心などがある可能性を示している。

アフガニスタン西部のヘラートではイスマイル・カン知事は民衆が当局に対して不服申し立てを提出できるような12の不服申し立て箱を市中に設置した。カブールでは、公衆管理及び安全長（Head of Security and Public Control）のユラート（Jurat）将軍もまた、不服申し立て箱の存在について言及している。提出された不服申し立ては、内務省の「分析課」に受理されることになっているが、アムネスティ・インターナショナルの知る限りでは、調査された不服申し立ては一件もない。カンダハールでは、警視長はアムネスティ・インターナショナルに対して毎週チェックする不服申し立て箱について話をした。バルク州では、民衆の不服申し立てを促すために知事が2週間ごとにマザーシャリフで公開会合を開き、ラジオで宣伝している。知事によると、100人にもおよぶ人々がこの会合に参加しているという。この会合は財産問題を含む地域の一般的な問題に的を絞っている。バルク州の知事は、警察官による人権侵害に対する不服申し立て手

³³ 国連の法執行官行動要綱の実施のための1989年の国連ガイドライン 原則B（4）

続きについて聞かれると、警察にはいい人間しかいないと答えている。これらの不服申し立て手続きのうちのどれも、警察の犯罪を十分に報告しておらず、公衆がそれらの不服申し立てをすることがどれほど可能であると感じているのか、また、そうする権利があることにどれほど気づいているのかは不明である。

勧告

国際社会の支援の下 ATA は

- 国際標準と一貫性を持つことを最優先した、警察の手続き規則を文書化し、国全体の警察官に配布すべきである。その際、規則の適用に関する適切な訓練の機会を設けるべきである
- 警察による人権侵害に対する申し立てが、即座に、そして公平に取り扱われることを確実にするために、内部の監視と調査の手続きを確立すべきである。
- 不服申し立てが受理されることを保障する国内の説明責任メカニズムを設立すべきである。

独立監視機構

「公衆による不服申し立て。公衆によってなされた、法執行機関職員に対する不服申し立ての受理と処理に関しては特定の規定が定められるべきであり、これらの規定の存在は、公衆に知らされなければならない³⁴。」

警察の行動と任務実行および警察に対してなされた不服申し立てを、独立かつ公平に評価し調査できる民間の監視団体はアフガニスタンには存在しない。これは、もし公衆が警察の手による人権侵害の被害者になった場合、彼らに正義をもたらす手段が全くないことを意味する。

アフガニスタン独立人権委員会 (AIHRC) は警察による人権侵害を調査する権限を持ち、独立監視団体として行動するための枠組みを与えられている。彼らが望み、かつその能力があるならば、AIHRCはこの役割を引き受け、警察監視団体として単独で行動する部署を設立することにより、この役割を果たすことができるであろう。しかし、AIHRCの任務は膨大であり、アムネスティ・インターナショナルは将来、単独で警察監視団体の役割を果たす別個の独立したオンブズマンが設置されるべきであると信じている。この団体はAIHRCの傘下に設置してもよいであろう。2002 年 11 月の学生デモを受けて、カルザイ大統領はこの出来事を異なる面から調査する 3 つの委員会を設置した。これらの委員会は大臣で構成されており、従って独立した専門的な監視機構ではなかった。この調査の結果、伝えられるところによると、高等教育省の四人の職員と国家治安当局 (National Security Directorate) の職員一人が贈収賄の罪で逮捕され、一方で五人の警察官がデモ参加者に対して過剰な権力を行使したとして逮捕された³⁵。これは良い手始めであるが、しかし独立かつ専門的な調査能力を持つ常設の警察オンブズマンの必要性に適うものではない。全ての警察機構の職員が彼らの義務と責任に気づき、彼らの行動に対して重大な責任が課せられるだろうことを知ることが必要不可欠である。

1978 年以来アフガニスタンでは深刻な人権侵害に対する説明責任がなされていない。アフガニ

³⁴ 国連の法執行官行動要綱の実施のための 1989 年の国連ガイドライン

³⁵ 2003 年 1 月 31 日の国連安全保障理事会の公開会合における事務総長特別代表による報告

スタンの犯罪訴訟手続きが、このような免責を確実に終わらせることができるよう、国家は、警察や他の治安部隊の説明責任を確実にすることを始め、人々を保護し彼らの権利を保障しなければならない。

勧告

国際社会の支援の下 ATA は

- 警察による人権侵害のいかなる報告も、迅速に、完全に、独立して、そして公平に調査されるべきである。犯人は裁かれ、被害者は救済を受けるべきである。深刻な人権侵害のケースでは、これらは刑事犯罪として扱われ、相応の適切な刑事訴訟手続きが取られなければならない。例えば免職や、刑事訴追などを含む十分に厳しい処罰を、人権侵害の罪に対する抑止力として役立てるべきである。
- 効率的で十分に資源があり、独立した警察のオンブズパーソンが優先して設置されるべきである。この機関は、警察による人権侵害と人権侵害に対する警察の調査の怠慢に対する不服申し立てを含む、警察に対する不服申し立てを調査する権限を与えられるべきである。この機関は、公的に責任がなければならない。この機関は、もしそう望まれ、可能であるなら、AIHRC の傘下に設置されうる。

非政府アクターの役割

多数の州政府の上級職員の命令によって、また ATA の高官の保護の下に、独立した武装グループが違法な拘禁や拷問をアフガニスタンで実行している。これは、過去二十年来、武装グループが、警察と軍の機能を果たしていたときの、彼らの通常の役割の延長である。

この慣行を継続は、正規の法執行組織を設置しようとする試みを危険にさらし、国と州の政府組織を全体として傷つけるものである。何人かの警察官はアムネスティ・インターナショナルに、武装グループが犯罪者や政治的な対抗者の逮捕の実行など、通常の警察業務に干渉していると話した。これらの武装グループは、警察よりはるかに良く組織され、装備し、武装しており、これらの武装グループが活動している地域では、警察が安全を保証することは不可能になっている。警察は、これらの武装グループに対抗するだけの手段も力も持っていない。

地域の権力者や上級の警察官はもちろん、ATA の高い地位にいる職員による私的な刑務所が運営されている大きな可能性も示唆されている。これらの刑務所について話すことを望まない空気があり、アムネスティ・インターナショナルはこれらの施設のうちの施設も訪ねることはできなかった。しかし、アムネスティはかろうじて、カンダハールやアフガニスタン南部、他の地域にある幾つかの私的な拘禁施設の存在を確認している少数の人々と話すことができた。アムネスティ・インターナショナルの把握している事例では、これらの拘禁は、個人的、政治的な復讐心のどちらによっても引き起され、また、強奪の目的でも行われている。報告は、これらの「私的刑務所」に拘禁されている人々は度々拷問にあっていることを示しているが、アムネスティ・インターナショナルは、これらの拘禁施設の内部の状態や待遇について更なる情報を得ることは、その活動の秘密性のためできなかった。

アムネスティ・インターナショナルが挙げることのできる事例の一つは、「ガルバハル・モハマド Gulbahar Mohammad」の事件である³⁶。ガルバハルは 2002 年の 9 月末に、知事の部下によって、タリバンを支援したという罪で告発され、逮捕された。彼は貿易商人であり、以前にも理由不明で逮捕され、逮捕した人間達にお金を払うことによって解放された。ガルバハルの村の人々は彼を訪ねることを許可されていた。彼らによると、彼はコンテナの中に収容されていた³⁷ (37)。そこには、拷問と不当に扱われたことを示す痕跡があった。彼は、両足に足かせを嵌められ、背中を鞭で打たれていた。10 月半ば、村人達は 2 回目に彼を訪ねたが、彼はそこにはいなかった。アムネスティ・インターナショナルは、地方当局にこの事件に対する関心を促した。

2002 年 10 月、アムネスティ・インターナショナルは、内務省の特別顧問であるナセリ (Naseli) 将軍と会談し、将軍は、警察のもの以外の拘禁施設の使用を認め、政府はこれらの施設を閉鎖し、囚人達を正規の拘禁施設に移送することを計画していると述べた。執筆時点では、アムネスティ・インターナショナルはこのような武装グループによる独断的な拘禁が引き続き行われていることを認識している。

勧告

国際社会の支援の下 ATA は

- 最優先事項として、逮捕・拘禁の二重構造を解消することを確実にするべきである。
- 全ての人権侵害の報告は、完全に、即時に、独立して、公平に調査されることを確実にすること。犯罪者は、裁判にかけられ、被害者は救済を受けることができないとなければならない。

小規模の武器の激増

「若者達は銃の照準器で問題を確認し、そしてその問題を解決するために引き金をひいている。これは彼らの問題ではない。状況の責任である」と、2002 年 10 月、内務省の上級職員はアムネスティ・インターナショナルに語った。

アフガニスタンでは、20 年間にわたって、国内外の勢力によって武力紛争が煽られた結果、小規模の武器が手に入りやすくなっている。人口の大部分が、小規模の武器を利用でき、そしてそれらの使用が続いていることが、文民の警察団体の設立への深刻な課題となっている。20 年の期間にアフガニスタンへ流入した軽火器が流通している一方で、武装グループは政治的な支配力と国の不安定要因となりうる能力を維持するだろう。多くの地域において武装グループは警察より良く装備されている。武器の入手可能性は、犯罪の数を見れば明らかであり、武器による威嚇や武器の使用を伴う犯罪の高い割合を表している。カブール中央刑務所でアムネスティ・インターナショナルが面談した 24 人の青少年の犯罪者の中で、8 人が火器の使用による殺人の罪で収容されていた。

³⁶ 個人の安全保護のため、名前は変えてある。

³⁷ 金属製の船舶用コンテナはアフガニスタンでは広く使用されている。商人はそれらを店として使い、コンテナの前部を開けて、商品を中心に陳列している。しかし、これらのコンテナは、拘禁の道具としても用いられている。これらのコンテナで移送中に窒息死したといわれるタリバン兵の多数の墓がアフガニスタン北部で発見されたことを受けて、問題が持ち上がった。

勸告

国際社会の支援を受け ATA は

■ 過剰な武器・弾薬と、非合法の武器を集めるための効果的なプログラムを設置すること。国内で必要な量以上の武器や弾薬は破壊されなければならない。

警察による人権侵害

「私は警察本部へ連れていかれ、銃身とケーブルで叩かれました。私は一ヶ月動くことができませんでした」『グーラム (Ghulam)』

アフガニスタンの警察は、人権を侵害している。標準処理手順が欠けている中で、彼らは自分達が何を求められているかを理解しておらず、説明責任を妨げている。国際基準を満たさない不十分な国内法が、警察が字義どおりに法を遵守していても人権侵害が起きるという事態を招いている。

拷問と虐待

「その職務に忠実である警察職員は、決して人々を虐げたり拷問したりしてはならない。そうではなくて、警察職員は社会における拷問と虐待の全ての因子を取り除かねばならない。」(カルザイ大統領による、2002 年 11 月 21 日のアフガニスタンのラジオ演説)

「その夜、彼らは私達を朝までケーブルで打撃し、冬だったのですが、彼らは私達を地面に放っておきました。午後から深夜にかけてはタイヤと石を私たちの背におきました。私が気絶すると、彼らは私たちに水をかけました」

「サリム」は、十代半ばの子どもだったが、2001 年の終わりに北アフガニスタンで逮捕されたときの警察の手による扱いをこう描写した³⁸。

拷問は絶対に容認できないものであり、決して見過ごされてはいけない。どんな状況も、それが如何に例外的であれ、拷問の正当化のために援用されてはいけない。世界人権宣言の第 5 条は、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰を受けない」と述べている³⁹。

アフガニスタンは拷問等禁止条約を批准しており、よってそれに従う義務がある。拷問は人類全てに対する罪に匹敵するほど深刻なものであるとみなされる。故に全ての国家は、拷問を行ったものを裁判にかける責務を負う⁴⁰。

³⁸ 個人の保護のために名前は変えている

³⁹ 国際的な人権規範の中で、拷問は「身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず、人に重い苦痛を故意に与える行為であって、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得ること、本人が行ったか若しくはその疑いがある行為について本人を罰すること、本人若しくは第三者を脅迫することを目的とした、公的資格で行動する者により、又はその示唆の基に行われるもの」とされている。

⁴⁰ アムネスティ・インターナショナル「End Impunity - justice for the victims of torture」 AI Index ACT

しかし、アムネスティ・インターナショナルは、警察による拷問や虐待を受けたと主張する多くの大人や子どもと話をしてきた。これらの拷問や虐待は、取調べのときに特に顕著であり、社会の暴力に対する一般的な容認と、警察による調査能力や調査源が乏しいことを反映している。拷問の一般的な方法は、電気ケーブルや金属棒による打撃や、電気ショック、そして天井から腕を吊り下げること、これらは時には何日間にもおよぶ。以下の事例は、アムネスティ・インターナショナルが把握しているたくさんの事例の中のほんの一部に過ぎない。全ての名前は、インタビューに応じてくれた個人の安全を保護するために変えている。

アブドラ（Abdullah）は十代後半だが、2002 年の後半に 4 日間に渡って警察に拘禁された。彼は、警察が「4 日間昼夜にわたって殴打し、天井から片腕および逆の片足を吊り下げた」とアムネスティ・インターナショナルに語った。アブドラはまた、電気ショックを加えられたとも語った。彼はあまりにもひどく殴打されたため、刑務所に他人の手によって連れていかれなければならない、そこでは怪我のために入所を拒否された。彼は次に病院に連れていかれたが、着いたときには意識がなかったために、どのくらいそこにいたかということとはわからない。

ヌーア・ジハン（Noor Jehan）は 40 歳ごろである。彼は、2002 年 7 月にアフガニスタン北部のマザーシャリフで警察に逮捕された。警察は彼をケーブルと、たくさんの棒で打撃し、このため彼の足と背中にはたくさんの怪我を負った。彼はまた、口の中も叩かれたために、歯が抜けてしまった。この警察の手による打撃の後、彼が地面に投げ出された。地面に傷ついて横たわっている間に、何人かの兵士が彼の上で飛び跳ねた。彼は刑務所につれていかれたときに、自分の足で歩くことができなかった。ヌーア・ジハンには傷の処置を受けるために病院に行くまで、2 ヶ月にわたって刑務所に拘留された。この間彼は全く歩けなかった。

アジズ（Aziz）は、2002 年 10 月の終わりに、マザーシャリフで逮捕された。彼は取り調べの最中、取調べ官が、意識を失うほどに彼を殴打したとアムネスティ・インターナショナルに語った。彼は警察の拘禁施設の地下に拘留され、一切の水や食べ物を与えられなかった。アジズは、朝と夜に一度ずつ短い間そこから連れ出される以外はずっとその地下に拘留されていた。彼が拘留されていた部屋は警察のトイレの隣で、彼は臭いが耐えられない程の物だったと言った。

モハマド（Mohammad）は、2002 年 10 月にアフガニスタン北部の地方警察の浴室に拘禁された。彼は窃盗罪に問われていた。警察が彼を取り調べた際、警察は彼が有罪なので自白しなければならないと主張した。警察はモハマドを棒で何度も殴った。それから彼は警察本部に移送され、3 日間拘留された。3 日後、モハマドは 2 度目の取調べを受けた。彼はまた殴打された。警察による拷問の後、彼は拘禁されていた地下に戻された。午前 1 時に彼は地下から再び連れ出され、警察によって再び殴打され、「自白しろ」と繰り返し言われた。

これらの人々が救済を受けたり、またこれらの行為を行った疑いのある者が裁判にかけられたりするような仕組みは存在しない。

子どもの拷問

拘禁されている子どもは、国際的な人権規範に従って特別な保護をうける権利がある⁴¹。適正な監督の下にあることを保証し、尊厳と価値観を守り、更正と社会復帰を促すための特別な注意が払われる必要がある。残念なことにアフガニスタンでは、子ども達の特別な必要性について警察は注意を払っておらず、その処遇は、大人たちが警察で拘留されている間、経験した問題に反映されている。

実際に、アムネスティ・インターナショナルがインタビューを行った子どもの少なくとも半分が、警察の手によって行われた拷問や残酷で非人道的で品位を傷つけるような取り扱いを話してくれた。

アフマド (Ahmad) は 16 歳だが、2002 年の 10 月に、アフガニスタンの北部で、カメラとテープレコーダーの窃盗罪で逮捕された。彼は、その州の中央刑務所に連れていかれる前に 1 日、警察の拘禁施設で拘留された。彼が取り調べを受けた時、警察は彼のズボンを取り去り、10 分間にわたって、水の入ったバケツを彼の性器から吊り下げた。警察は続けて彼の全身を取り調べの間蹴り続けた。腹を蹴られることが特に苦痛だった。それから彼は目隠しをされ、何かで両手を縛られた。

モハマド・ジャン (Mohammad Jan) は 10 代半ばだが、2002 年 9 月に 2 昼夜にわたり犯罪調査局の地下に拘留され、その間「彼らは寝かせてくれず、日中は殴打し続けた」。彼は棒で打撃され、電気ショックも加えられた。

警察官は、拘禁されている子どもに対する特別な責務について意識しておらず、これに関する国際基準に反していることを知らない。

過剰な権力の行使

2002 年 11 月 11 日の夜、カブール大学の学生 1000 人が、寮の劣悪な環境について申し立てた不服が大学当局に無視されたことに抗議した。警察による悪口に対して、何人かの学生が石を投げた。すると警察は、学生の集団に向かって八方する前に空に向かって発砲した。警察の報告によると、2 人の学生が死んだが、抗議に参加した者たちは、発砲によって 4 人から 6 人の学生が死んだと述べた。少なくとも 15 人が怪我をした。学生の一人は、彼らが怪我をしていたにも関わらず、警察は彼らを電気棒で打撃したとアムネスティ・インターナショナルに語った。翌朝、前夜の警察の残虐な行為に対する抗議のデモが起こった。警察は、参加者を追い払うためにホースで水をまいたが、これは学生による更なる投石を招いた。参加した学生の一人によると、警察は再び生徒に向かって発砲する前に空に発砲した。デモ参加者は、壁を登って逃れようとしたが、これが崩れてかなり多くのけが人を出した。しかしこれにも関わらず、警察は怪我をした学生を殴打した。参加者の多くがこの時点で拘禁施設に連行された。A I H R C の報告によると、怪我をして病院に連れていかれた学生は警察本部長にデモについて話をした後、再び病院内で警察に殴打された。

このような過剰な権力の行使は、到底受け入れられないものであるし、国際規範にも反してい

⁴¹ 児童の権利に関する条約

る。目撃者の報告によれば、カブールの第3地区警察と、ユラート将軍の指揮下の警察が両方とも、この事件に関わっていたという。カブール警察のトップであるサランジ（Salangi）将軍は、カブールの第3区を、カブール内で最も装備の低い警察署であると指摘したが、これは第3地区の警視長とのインタビューの中で繰り返し指摘されたことである。しかし、ユラート将軍は、アフガニスタンでは非常に装備の良い警察の一団を持っている。写真では、ユラート将軍指揮下の警察官達は、そのような状況では不適切な、ロケットランチャーを装備している。事件に関わった警察は全て、専門的な訓練は受けていなかった。

群集を制御することに関して効果的な訓練を受けず、致命的でないような適切な手段を選択せず、銃火器類がデモ参加者に対して使用された。自衛のための手段をいつ適切に用いてよいかという制限を受けていないアフガニスタンの警察は、民衆の騒動が起こったときに対して人権を尊重するようなやり方で対処する手段を持たず、代わりに、銃火器類という手馴れた手段に頼ってしまうことになる。

国連の基本原則によれば、銃火器が使われるような状況では、法執行官は、彼らが警察であることを確認させ、銃火器を使う意思があることについて警告し、その警告が行き渡る十分な時間が取られたことを確認しなければならない。唯一の許される例外は、手間取っていると法執行官や民衆が危険にさらされる場合又は警告がその状況下で明らかに不適切もしくは無駄である場合である。

アフガニスタンの警察法の21条は、「銃火器や爆発物を使う場合、警察は自衛行為である場合を除いては次に述べる追加条件を確認しなければならない」として、銃火器の使用の制限リストを挙げている⁴²。国際人権規範は、武力の使用は例外的で、絶対に必要な場合にのみ、警察によって彼らの職務の履行に必要とされる程度使われても良いとしている⁴³。どんな状況下でも、銃火器は群集を制御するのに使われてはいけな。武力に訴えることは、最後の手段であり、差し迫った生命の危険があるときにだけ、決定的なものとして使われるべきである。

アムネスティ・インターナショナルが行ったアフガニスタンの警察の指揮官とのたくさんの会合の中で、武力の均衡性や、区別についての議論は一度もなかった。指揮官達は、武力と銃火器に関する国際規範を知らず、本部からの指導や手続きがないままに、彼ら自身の裁量に基づいて行動している。

インタビューを受けた多くの警察の指揮官は、警告として空に向けて発砲することを部下に要求していると述べた。国連の基本原則は、銃火器の使用は、直接の生命の危機がある場合に限ら

⁴² 銃火器や、爆発物を人や物に対して使用するという決定の通知に加え、警察は、他者にダメージを与えるようなやり方で、銃火器や爆発物を人や物に対して使用することは出来ない。警察は小火器や爆発物を、子どもに対して使用することができない。群集に対する銃火器や爆発物の使用は以下の場合に許可される：a) 群集が攻撃的な行動もしくは安全を乱す行動に訴え、他の銃弾による法執行が個々に効果を発揮しないとき、b) 銃火器や爆発物の使用の通知は、口頭での3回以上の警告と3回以上の威嚇射撃によっておこなわなければならない。

⁴³ 国連の基本原則（国連法執行官の銃火器の使用に関する基本原則）第9条は、「法執行官は、自衛若しくは他人の差し迫った死の危険か深刻な負傷の危険がある時、生命の重大な危機を伴う特に深刻な犯罪の犯行を阻止するた、又はそのような危険を引き起こし当局に抵抗している者を逮捕するた、又はその者の逃亡を防ぐために、その目的を達成するための他の手段が不十分である時以外は、銃火器を用いてはならない、と規定している。いずれにせよ、銃火器の意図的な使用は、生命保護のため絶対に不可避である場合にのみ使われてよい。」

れると述べている。もしこれがその場合なら、法執行官は、彼らが警察であることを確認させ、銃火器を使う意思があることについて警告し、その警告が行き渡る十分な時間が取られたことを確認すべきである。唯一の許される例外は、手間取っていると法執行官や民衆が危険にさらされる場合又は警告がその状況下で明らかに不適切もしくは無駄である場合である⁴⁴。アフガニスタンでは、銃火器は適切な装備なしに使用され、生命の危険がない場合でも使用されている。アムネスティ・インターナショナルは、無差別な負傷の危険性がある威嚇射撃を中止するよう強く勧告する。

恣意的で不法な拘禁

「優れたプロの警官は、殴打や残酷な処遇、または裁判所や司法当局の令状なしの留置をおこなってはならない。」（カルザイ大統領の 2002 年 11 月 21 日のラジオ・アフガニスタンでの演説）

「刑事上の罪に問われて逮捕されまたは抑留された者は、裁判官または司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかにつれて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する⁴⁵。」

現在有効である刑事訴訟法の 28 条（1965 年）によると、警察は調査を遂行している間 24 時間まで容疑者を罪状なしで拘禁できるが、この拘禁は司法長官へ申請することによって、72 時間まで延長することができる。警察は、この期間を 1 週間まで延長するには司法長官が裁判所へ申請しなくてはならない。この期間が過ぎると、容疑者は告訴されるか、解放されなければならない。拘禁の期間制限は国際規範にはないが、国連人権委員会は、裁判官の前に連れていかれることなく 48 時間に渡って拘禁されることは、法外に長いのではないかと考えている⁴⁶。

国際規範は、全ての非拘禁者は、速やかな家族との面会、適切な医療治療、弁護士との面会の権利を持たなければならないと説明している⁴⁷。アムネスティ・インターナショナルが訪問した警察の拘禁施設の多くでは、72 時間の時間制限にも関わらず、人々は、裁判官の前に連れていかれることなく数週間や数ヶ月に渡って拘禁されていた。この間、非拘禁者は弁護士へのアクセスが全く認められていなかった。なぜならアフガニスタンには、弁護人となる弁護士が全くいなかったからである。調査能力に欠けるため、警察の捜査はたいへん長く、終わるのに 72 時間よりかなり多くかかる。警察車両の不足も、拘禁の期間を長くしている。州警察署の多くは、一台の車しか持っておらず、これが使われているときは、非拘禁者を移送する手段がない。連絡不足と幾つかの地方警察署が遠方にあることが、裁判官の前に非拘禁者を連れてくることをより困難にしている。しかし、これらの全ての問題が非常に悪化しているのは、裁判体制が機能していないことによる⁴⁸。

⁴⁴ 国連基本原則 10 条

⁴⁵ ICCPR 第 9 条 3

⁴⁶ 人権委員会レポート、Vol I (A/45/40), 1990. para333, ドイツ連邦共和国

⁴⁷ 被拘禁者処遇最低基準規則

⁴⁸ アムネスティ・インターナショナルは現在司法制度について調査中であり、詳細な所見と勧告を今後の報告で行う予定である。

アムネスティ・インターナショナルの警察職員との討論によって、彼らが、警察は72時間かもしくは一週間にわたって人々を拘禁してもよく、しかしその期間が過ぎると、中央刑務所の一つに移送しなければならないと、法を解釈していることが明らかになった。非拘禁者を裁判官の前に連れて行くことや、その期間が過ぎれば拘禁者は解放されることが法によって要求されているということを知っていた警察官は殆どいなかった。

体制が崩壊している時に拘禁時間が最小限化されることを望むのは過度の要求かもしれないが、もし72時間という時間が成文化されているのなら、最高水準の導入に向け努力する必要はない。しかし、拘禁されている人の多くは、期間を延長して警察の拘禁施設に拘禁されていて、人権侵害の大部分の多くが起こっているのは、これらの施設においてなのである。刑事訴訟法において、拘留期間が制限されていることは良く認識されているが、多くの警察の指揮官は、拘禁者は警察の拘禁について許可されているよりも長く拘禁されていることをアムネスティ・インターナショナルに対して認めた。

法に基づいて逮捕や拘禁する警察の権限は、簡単に濫用される。アフガニスタン中で、人々は告訴されることなく、逮捕され、法が要求する範囲を超えて警察に拘禁されている。これは、警察の拘禁施設から刑務所に移送された後も続き、人々は裁判にかけられることなく、何ヶ月にも渡ってそこで拘禁される。アムネスティ・インターナショナルが刑務所でインタビューした人の多くは、裁判にかけられずに半年以上も拘禁されていた。

アムネスティ・インターナショナルは、裁判制度そのものが弱く、改良の過程にあることは認めるが、それは裁判にかけられずに非常に長い期間拘禁することの弁解にはならない。刑事裁判制度の全ての箇所が国際規範に一致するように速やかに発展することを確実にする努力がなされるべきである。

アフガニスタンでの人権に基づく治安維持の確立

「ドイツ共和国という友好的な国が、我々の青年達を警察として装備させ、訓練するために内務省にかなりの援助をするのは喜ばしいことである。我々は、更なるそのような援助を期待しており、また、警察の我々の青年達が間もなく専門家になるであろうことを期待している。」(カルザイ大統領による、2002年11月21日のラジオ・アフガニスタンでの演説)

国際社会のアフガニスタンへの介入は、過去に起こった間違いの重複を避け、国家建設を長期間に渡り支援するという約束を伴っていた。支援に伴い引き起された変化を堅固なものするためには、この国際社会による長期間の参加と支援は、不可欠である。

アムネスティ・インターナショナルは、人権に基づく治安維持が、アフガニスタンで築かれなければならないと信じている。警察は、全ての人々の人権を保護する国家組織の一つである。

アムネスティ・インターナショナルは、刑事裁判制度の再建に支援する国際社会の注意が向けられることを歓迎し、また、国際社会が、アフガニスタンにおける独立かつ公平な刑事裁判制度の再建のために必要な技術的・財政的な支援を提供するという長期間に渡る約束をすることを推進する。国際社会の長期間に渡る支援と援助なしには、ATAが、効果的な人権に基づく治安維持—刑事裁判制度の機能にとって鍵となる—を、法を施行するために必要な他の制度に優先する

ものとして確実に設立させることを試みることもさえない不可能となるであろう。ボン協定の原則が維持されるなら、ATAに対する緊急の支援が必要である。

法執行官は現在、治安維持が国際規範に合致していることを確実にするための、資金も、能力も、制度も持っていない。国際社会は、これが早急に改善されるために、地方関係局を長期間に渡り強化し能力を養成するための支援を提供しなければならない。

支援者は、国際社会がその経済的技術的支援プログラムと訓練をコーディネートすること、国際規範に基づいた専門的な警察の治安維持のための長期間の支援をするという約束がなされることを確実にしなければならない。支援者は、アフガニスタン人民のニーズを決めるのに、カブールだけでなくアフガニスタンのあらゆる場所とあらゆる層の市民社会からの意見を広く求めるべきである。

国際治安維持規範の維持における経験がある支援者は、資金と、技術的な専門知識を最優先事項として利用できるようにしなければならない。それらの支援者は、そのアプローチが、アフガニスタンの一般人を保護し、国際人権規範に基づいた法を施行する警察の能力を強化し再建するための実質的な行程に焦点をあてていることを確実にしなければならない。

勧告

1. 警察の構造について

ATAは、国際社会の支援の下、

- 一人の人が警察の長としての役割を担うこと、そして実際上も、理論上もその機能を実行することを確実にすべきである。
- 国家治安当局が司法権を超越した逮捕や抑留を行わないこと、また法律に適合するように、そして警察と連携して動くことを確実にすべきである。
- 警察以外の何者も、逮捕や抑留を行う力を持たないという法律上の明確な保障をあたえるべきである。
- 最優先事項として、逮捕と抑留の二重構造を終わらせるべきである。

国際社会は、

- 内務省内の命令や説明責任の系統をはっきりさせようとする、新しい内務大臣を支援するべきである。

2. 法律の改革

ATAは、国際社会の支援の下、

- 国際人権法が、正式にかつ体系的にアフガニスタンの法律に組み入れられることを確実にすべきである。
- 1964年憲法やその他の現存している法律の中で、人権を推進し保護する条項を、新しい憲法や、その他の法律の条項に組み入れるべきである。法律の立法過程における欠

陥は、将来の立法過程を起草する際に、取り組まれるべきである。特に；

- ・ 当局による恣意的な逮捕や抑留からの自由、拷問の禁止、法の下での平等を保障する条項、そして 26 条⁴⁹、および 28 条⁵⁰に含まれる手続上の権利といった、1964 年憲法に存在する人権の条項や保護手段は、新しい憲法にも導入されるべきである。
- ・ 現存している憲法上の保護手段は新しい憲法において強化されるべきである。それは、安全と秩序を維持するという政府の責任と、人権を保障し保護しそして促進する政府の義務・責任を取り入れることのバランスを図ること、そして法律による平等の保護を確実にするよう、平等条項を拡張することによってなされる。
- ・ 新しい憲法は法の支配を保障するという明確な声明を含むべきである。これらの保障は非常事態が宣言された時に限って、制限されることが認められる。
- ・ 中断されない拘留に抗議するための、人身保護令状やその他の法的メカニズムを保障すること。

■ 警察や憲兵に関する法律は以下のように修正されるべきである

- ・ 明確に、国連の法執行官行動要綱を取り入れる形にして、拷問、贈収賄、そして腐敗の禁止を含むすべての適切な人権条項を一つの法令にまとめるべきである。これが国際基準に近づく訓練を促進させ、また警察の責任を明確にするだろう。
- ・ 超法規的な処刑や失踪に対する明確な禁止規定を置くべきである。
- ・ 力の行使や恣意的な逮捕を禁止することを含んだ、逮捕の権限に関連したより詳細な条項を提供すべきである。
- ・ 小火器の使用に関する明確な抑制が必要で、武力の行使が生命を守るために必要とされているという状況に限ってその使用を認める必要がある。逮捕の際に武力を使う根拠は明らかにされる必要があり、また逃亡した囚人に対する小火器の使用を認める根拠はもっとせねばめられる必要がある。
- ・ 威嚇射撃の明確な禁止規定を置くべきである。
- ・ 合法的でない行為や、国連の法執行官行動要綱への違反は上官やその他の監視機関に報告されるべきである。
- ・ 差別なく、すべての人が法律の下に平等に保護されることを保障すべきである。

⁴⁹ 何人も管轄権を有する裁判所が、被告が出頭した公開裁判の後に出した判決によらず処罰されることはない。何人も法律の規定によらず刑罰を受けることはなく、その法律は告発されたその犯罪が行なわれた時点以前から効力をもっているものでなければならない。何人も法律の規定によらず、追跡され、逮捕されることはない。何人も法律の定めに従った管轄権を有する裁判所の命令によらず、拘留されることはない。拷問は許されない。何人も拷問をし、また拷問を命令することはできない。たとえ事実を発見するためであっても、関係者が指名手配されている者であっても、逮捕、拘留されているものであっても、あるいは、判決を受けたものであっても、拷問をすることがあってはならない。強要により被告人や第三者から得られた陳述は無効である。罪の告白は被告人が、その犯罪が自分自身が犯したものであると、被告人が完全に意識のあるときに、自らの意思で、管轄権のある裁判所の前で認めたものを意味する。

⁵⁰ 28 条は住居の不可侵を含んでいる。国家機関を含み何人も住人の許可なく、あるいは管轄権を有する裁判所の命令なく、住居に侵入し、搜索することはできず、そしてそれは法律に定められた条件と手続に従わなければならない。現行犯の場合は、責任を持つ官憲は、住人の同意、管轄権のある裁判所の命令、または令状なしに、その人の個人的責任人において、人の住居に進入し、搜索することができるが、その官憲は住居への侵入または住居を搜索した後、裁判所の命令を、法律に定められた期間内に取得しなければならない。

国際社会は、

- これらの立法措置に関する勧告を実現するために必要な財務的・技術的支援を、司法や憲法の委員会が受け取ることが出来ることを確実にすべきである。

3. 法律の実質的な実施について

ATA は国際社会の支援の下、

- 国連の行動要綱とその他の重要な基準となる規則、例えば国連の基本原則やアムネスティ・インターナショナルの10の基本原則などを広く配布して知らせるべきである。すべての警察は、法典の内容について訓練を受け、絵が挿入されているか、あるいは簡単なダリ語、パシュトゥ語で書かれた手引きを提供されるべきである。

4. 訓練

ATA は国際社会の支援の下、

- 国全体ですべての警察に訓練を提供するべきである。国際人権・人道法基準、そしてそれらの実施は、不可欠で永遠である訓練の要素として、取り入れられなければならない。これは、アフガニスタンがすでに批准している国際条約をどう遵守するか、特に治安維持に関係がある、その他の国際法規範をどのように実施していくのかということを含むべきである。
- カブールの以外の、または低位の警察官、職員を含む、すべての警察を訓練するプログラムを緊急に充実させるべきである。一貫した全国規模の教育カリキュラムが、認められる程の専門性と一貫性を確実なものにするため、制度化されるべきである。これが、共通の基準を国中で維持すること、そして中央政府の権威を維持することを助けるだろう。このような基準で訓練されてきた警察の教官たちが専門的なキャリアの開発を通して、彼らの役職にとどまり、警察が専門性を保有することを確実にするようにすべきである。
- 国際的な人権基準に関する訓練が実用的で現場での治安維持の現実を反映しているものであることを確実にするべきである。シナリオに基づいた訓練、特に人権基準が実質的に、治安維持のために実施されることに重点をおくような訓練を開発するべきである。例えば；
 - ・ 逮捕や抑留における適切な手続きの遵守。警察は逮捕の際、拷問や虐待の禁止と調和するよう、武力の行使は必要最低限にとどめるべきである。訓練は、武力の行使や抑留者や非拘禁者の取り扱いに関する国際的または地域的な人権基準に基づくべきである。
 - ・ 警察の義務を遂行するための、非暴力的方法の適用や使用する武力の区別。武力の行使は絶対に必要なときに限られ、また、小火器は最後の手段としてのみ使うことができる。

- ・ 犯罪容疑者の尋問。証拠の収集、分析、そして管理や、申し立てられた罪の調査に関するその他の見地に関する訓練（例えば尋問の技術、容疑者や証人からの供述をとるなど）は、警察が強要に依存しない効果的な方法で、事件を明らかにする能力を深めることを目的とするべきである。
 - ・ 政治的な配慮から独立して、また民族のアイデンティティとは関係なく行動することの重要性。
- 女性に対する暴力に付随する敏感な問題、および女性の犠牲者への対処に関する特別な訓練を提供すべきである。
 - 子供のもつ固有の権利やニーズに関する訓練を提供すべきである。訓練は子供に対する暴力に付随する敏感な問題、および子供犠牲の犠牲者への対処に関するものを含むべきである。
 - 訓練のプログラムを効果的に監視して評価するシステムを作るべきである。訓練プログラムの成功を評価する基準（例えば人権基準に対する訓練生の理解度、傾倒度を評価すること）は、訓練の最初に確立されるべきである。なぜなら教訓は前回までの訓練から学ばれ、またそれらの教訓は将来の訓練を推進につながるということを確実にしなければならないからである。
 - 訓練の推進は、効果的な説明責任を確立するメカニズムを創造することに繋がることを確実にすべきである。
 - すべての段階で人権を組み入れた、効果的な訓練が地方で提供されるまでは、州の警察の指揮官に対する訓練セミナーを、カブールで日常的に開きつづけるべきである。

5. 代表

ATA は国際社会の助けの下、

- ・ 警察はできる限りアフガニスタン社会の多様性を代表することを確実にするような警察の採用や慣行を発達させるべきである。女性の採用という目標を設定しそれを維持するべきである。すべての民族、すべての地域からの採用を目標とすることも目指され、また維持されるべきである。そのようなグループがいかようにも差別されることがないような、働く環境の改善が促進されるべきである。
- ・ 警察による女性の権利の保護を増やす戦略の一部として、より多くの女性が任命されるべきであり、訓練へのアクセスがあたえられることを確実にするべきである。より多くの女性を採用し、訓練することを決定することは、警察の最高の政策決定レベルにおいてなされるべきであり、国全体で実施されるべきである。能動的な採用プログラムが必要であり、それは特に、より多くの女性が警察に参加することを促進することを実現するような訓練に設計されるべきである。
- ・ すべての警察官が新しく採用される時、またはキャリアのスタートにおいて専門的に訓練される状況、また日常的に専門的な現職研修を受けられるような状況を実現するよう努めるべきである。訓練を通じて専門性を身につけない者は、武装解除・復員・社会復

帰プログラムを通し、段階的に解雇するべきである。

6. 資源と設備

ATA は国際社会の助けの下、

- ・ カブール外の警察のニーズに特に注意をはらうべきである。ファンドは優先的に地方に割り当てられなければならない。
- ・ 制度的なレベルで、財務的説明責任の明確な系統を確立すべきである。
- ・ 適切な警察署、女性用に分離された拘留施設を含む人道的な警察の抑留施設が、最初は州ごとに、最終的には全地区に建設されることを保障するよう、資源を提供するべきである。
- ・ 手錠や致死性の低い武器を与え、自衛のための装備を正しい使い方の訓練をほどこした上で与えるべきである。そして同時に十分な監視システムを発達させるべきである。
- ・ 武器の使用についての独立した、厳格な監視が行われるようになるまでは、その使用が、濫用や正当でない負傷を負わせる重大なリスクがあることが明らかである場合、そのような武器はアフガニスタンに持ち込まれるべきではない。これにはペPPERガスといったものも含まれる。
- ・ 将来実施されうる、小火器に関する統制、保管、および供給を規制する手続きを発達させるべきであり、警察を新しい手順に基づいて訓練するべきである。
- ・ 一貫した、持続可能な記録手続きを促進する設備を提供するべきである。これらの手続きにおける訓練は国全体で提供し、逮捕や事件簿の正確な記録などを可能にするべきである。
- ・ 余剰な武器・弾薬・不法な武器を集めるための効果的なプログラムを確立するべきである。国にとって必要以上の量の武器または弾薬は廃棄されるべきである。

国際社会は、

- ・ 警察組織のすべての構成員が給与を支払われることを確保するため LOTFA に資金を提供すべきである。給与は家族を支えるのに十分な額でなくてはならない。

7. 説明責任と監視

内部の監視メカニズム

ATA は国際社会の協力の下、

- ・ 国際標準と一貫性を持つことを最優先した、警察の手続き規則を文書化し、国全体の警察官に配布するべきである。その際、規則の適用に関する適切な訓練の機会を設けるべきである。
- ・ 警察による人権侵害に対する申し立てが、即座に、そして公平に取り扱われることを確実にするために、内部の監視と調査の手続きを確立するべきである。
- ・ 不服申し立てが受理されることを保障する国内の説明責任メカニズムを設立するべきである。

独立した監視メカニズム

- ・ 警察による人権侵害のいかなる報告も、迅速に、完全に、独立して、そして公平に調査されるべきである。犯人は裁かれ、被害者は救済を受けるべきである。深刻な人権侵害のケースでは、これらは刑事犯罪として扱われ、相応の適切な刑事訴訟手続が取られなければならない。例えば免職や、刑事訴追などを含む十分に厳しい処罰を、人権侵害の罪に対する抑止力として役立てるべきである。
- ・ 効率的で十分に資源があり、独立した警察のオンブズパーソンが優先して設置されるべきである。この機関は、警察による人権侵害と人権侵害に対する警察の調査の怠慢に対する不服申し立てを含む、警察に対する不服申し立てを調査する権限を与えられるべきである。この機関は、公的に責任がなければならない。この機関は、もしそう望まれ、可能であるなら、AIHRC の傘下に設置されうる。

独立した監視機関は、

- ・ 警察の行動や怠惰に関する申し立てを希望する社会のいかなるメンバーもが、文書または口頭的手段でもって完全にアクセスできなければならない。たとえ特定の申し立てを受け取っていないなくても取り調べ又は調査を開始することができ、調査による発見に基づき行動し、問題がはっきりした時介入するステップを踏むことができる。この機関による勧告が実施されることを確実にするためのメカニズムが確立されなければならない。
- ・ 引き受けた調査をフォローする際、積極的な役割を持つべきである。効果的な調整やコミュニケーションが地域と中央政府のネットワーク間で確実になされるべきである。ケースをフォローする責任は明確に割り当てられ、定期的に行われる評価はフォローアップが行われていることを保障ものでなければならない。
- ・ 適切な場所に駐在すべきである。事務所の中には、申立人が AIHRC のスタッフと信頼心をもって話せる、プライベートミーティングルームのような設備があるべきである。
- ・ 監視機関と、潜在的な申立人との間の効果的なコミュニケーションを確実にするステップを踏むべきである。非識字率の高さを考えると、口頭コミュニケーションの日常的な使用、例えばラジオなどがあるべきであり、スタッフは説明書きに頼るより、口頭で彼らの手続きを説明するよう気を配るべきである。

UNAMA は、

- そのような機関が作られることを確実にし、この地域の中での彼らの仕事に対し必要な支援をできる限りするべきである。前述したようなオンブズパーソンが完全に機能するまで、人権問題を扱っている国中の UNAMA のスタッフは指導を受け、また彼らが以下のことを実行できるための必要な支援をポートを与えられるべきである。
 - ・ 彼らが働いている場所における治安維持行動の監視を行う。
 - ・ 治安維持機能を実行している警察や他の組織の暴力の犠牲者である人々に、UNAMA への苦情申し立てを行う機会を提供する。
 - ・ 治安維持機能を実行している警察、またはその他のグループに巻き込んでいる申し立てを調査する。

- ・ 苦情の申立人や、証人である故に危険な立場にいるかもしれない人々に対して十分な保護を提供する。
- ・ 大規模人権侵害および個人的なケースの両方に対する救済を、アフガニスタン当局に勧告する。

国際社会は、

- オンブズパーソンが、制限や限界なく完全に、任務に規定された目的や機能を実行するよう、そして特に関心と呼び起こすケースに取り組むことができるように、十分な資金や資源を提供するべきである。オンブズパーソンは報告された暴力に関する特定の申し立てに関する証拠やその他の資料を、徹底的に、効果的に、すばやく、そして国中で、調査するために必要な人的・物的資源を持つべきである。
- 警察官のパフォーマンスを評価する独立した監視メカニズムが現在行っている任務を支援し、申し立てを迅速に、効果的に、独立して、そして公平に受理し調査するために必要な資源を提供するべきである。
- 長期的な観点を持った資金提供を行うべきである。これは、オンブズパーソンが実現に自信を持って彼らの行動を計画、進展することを可能にする。

8. 関心の喚起

ATA は国際社会の協力の下、

- 良い治安維持活動とはなにか、人々が持つ権利はなにか、そしてなぜ人々が警察を特定の方法で支援するべきなのかについて人々が知ることを確実にするために、世間の関心や国全体の教育キャンペーンを発展させるべきである。
- 世間の関心喚起のためのキャンペーンは、独立した監視メカニズムの確立を伴うべきである。そうすることによって、人々は、彼らの権利はなにか、そして申し立てをどこに登録したらよいのかを知ることができるからである。これは、AIHRC の国レベルの人権教育カリキュラムに統合することもできる。
- すべての民族グループに手をのばして、警察活動の重要性、そして社会のすべての方面からの参加の重要性に関してキャンペーンを提供することに着手するべきである。

国際社会は、

- このような人権教育や関心を喚起するプログラムの発展に必要な資源を提供するべきである。

付録：アムネスティ・インターナショナルが考える法執行官の10の行動基準

全ての政府は、国連の法執行官行動要綱および法執行官に適用される国際人権基準に沿って、法執行官の訓練（基礎訓練、その後の訓練および再訓練）に必要な措置を国内法体系に盛り込まねばならない。

これらの基準は可能な限り一般の人々にも開かれたものであり、かつあらゆる状況を考慮したものでなければならない。また、これらの基準は国内法やその導入の際に発行された公的文書に反映されなければならない。その実施に関して定期報告が公開されなければならない。いかなる国家非常事態や緊急事態もこれらの基準から逸脱する理由にはならない。

全ての政府は、法執行官に対する訓練と政策を立案および実施するに当たり、ジェンダーへの配慮を積極的かつ目に見える方法でとらなければならない。

はじめに

以下に述べる法執行官に向けた10箇条の基本的な人権基準は、アムネスティ・インターナショナルにより様々な国の警察機関や専門家との協力の上作成され、法執行・刑事裁判・人権の国連基準を基本とした。また、簡便に参照できる資料として作成されたものであり、法執行官に関する国際的な人権基準の適用に関する説明や解説を目的とするものではない。

この文書は政府高官、国会議員、ジャーナリストそして非政府組織（NGO）に、あらゆる警察官の訓練や警察業務に盛り込まれるべき重要な基準について関心を高めてもらうために作成されたものである。

この10の基準を、警察の行動の指導・評価の詳しい手引きを作成する手始めとして警察当局が使用することが望ましい。もちろん、全ての法執行官は同僚が職業上の倫理を遵守しているか、ということを確認する義務がある。ここに示された基準はその責務を果たすにあたって大変重要である。

背景

すべての人は、世界人権宣言を完全に遵守する責任を有する。世界人権宣言には特に法執行業務に関わる多くの条文がある：

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。（世界人権宣言 第3条）すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。（同宣言 第5条）すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護

を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。(同宣言 第 7 条) 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。(同宣言 第 9 条) 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。(同宣言 第 11 条 (1)) すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。(同宣言 第 19 条) すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利をし、また、何人も結社に属することを強制されない。(同宣言 第 20 条)

その他の警察業務に直接関わる文書は以下に挙げる、国連の法執行、刑事裁判、人権についてのものである。:

法執行官行動綱領

法執行官行動綱領実施のガイドライン

超法規的及び恣意的な処刑の効果的防止策及び捜査に関する国連原則

強制失踪からの保護宣言

拷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約

市民的及び政治的権利についての国際規約についての選択議定書

法執行官の銃火器使用に関する基本原則

被拘禁者取扱い最低規則 (以下、被拘禁者処遇最低規則とする)

あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての者の保護のための諸原則 (以下、被拘禁者保護原則とする)

児童の権利に関する条約

自由を剥奪された青年の保護のための国連原則

女性に対する暴力撤廃宣言

犯罪及び権利濫用の被害者のための司法に関する国連基準規則宣言

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)

法執行官行動綱領・被拘禁者処遇最低規則・被拘禁者保護原則は、以下に挙げるような、人道的な法執行を行うにあたって重要な原則や要件を示している。;

あらゆる法執行機関は公共社会の代表であり、社会に対して対応し報告する義務がある。

法執行官間の効果的な倫理基準の維持は、熟考され、社会に広く受け入れられている人道的な法体系の存在に拠るものである。

すべての法執行官は刑事司法制度の一部であり、その目的は、犯罪防止であり、法執行官の行動は刑事司法制度全体に影響を与える。

すべての法執行機関は国際人権基準を遵守した行動規範を持ち、法執行官の行動は一般に開かれ精査されるべきである。法執行官の人道的行動基準は、教育および訓練により、また監視を通じ

て、すべての法執行官のモットーとされるまでは、実質的な価値を持っているとは言えない。

「法執行官」と呼ばれる人々には、指名されたか選挙によって選ばれたかにかかわらず、特に逮捕や収容に関わるような警察権力を行使し、法に関わるすべての公務員が含まれる。「法執行官」は考えられる限り広い解釈をされるべきであり、軍隊やその他の保安に関わる者、また先に述べたような権力を行使しうる入国審査官も含まれる。

法執行官行動綱領・被拘禁者処遇最低規則・被拘禁者保護原則は国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）のサイトから入手可能である。（<http://www.un.org/cgi-bin/treaty2.pl> または treaty@un.org までメールを）

基準 1：

すべての人は、いかなる理由においても、暴力や脅威から法律により等しく守られる権利を有する。社会的弱者になる可能性がある、子供、高齢者、女性、難民、国内避難民およびその他少数者集団に属する人に対しては特に注意を払わなければならない。

この基準 1 を実行するには、警察官が、その職業によって要求される高度の責任に従って、社会に奉仕しおよび違法行為からすべての者を保護することによって、法律によって課された義務を常に遂行しなければならないことが重要となる。警察官は、人としての尊厳を促進および擁護し、あらゆる人権を、特に以下の人権を尊重しなければならない。

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

自由を奪われた人は全て、拷問や、残酷で人間の尊厳を無視した扱いを受けない権利を有する。

すべて人はいかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。

すべて人は公正な裁判を受ける権利を有する。

すべて人は自由に移動する権利を有する。

すべて人は平和的に集会する権利を有する。

すべて人は表現の自由の権利を有する。

あらゆる法執行官は、拷問または他の残虐な非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくはは刑罰のいかなる行為をも加え、教唆しまたは許容することができない。また、戦争状態もしくはは戦争の脅威、国内の政治的不安もしくはは他の公共の緊急事態のような例外的状況を援用できない。社会的弱者となる可能性がある、子供、高齢者、女性、難民、国内避難民、およびその他の社会的少数者集団に属する人には特に注意が払われなくてはならない。

出典：法執行官行動綱領（第 1 条、2 条、5 条）

北京宣言および行動綱領（パラグラフ 2.2.4）

基準 2：

すべての犯罪被害者に対して思いやりと敬意を持って対応し、その安全とプライバシーの保護には特に努めなければならない。

犯罪被害者は、刑法を違反または無視して行われた行為により、精神的及び肉体的に傷つき、情緒不安定や経済的損失、基本的人権の侵害に苦しむ人々である。基準2の実施にあたり、警察官は以下を行う義務がある：

必要に応じて、犯罪被害者を脅迫や報復からの保護と安全確保に必要な措置を保証する、
犯罪被害者に保健および社会サービスやその他必要と思われる支援に関する情報を遅滞なく知らせる、

暴力に苦しむ女性に専門家の援助を遅滞なく受けさせる、

暴力の犠牲になった女性の尊厳を傷つけない捜査方法を策定する、

人権侵害の性質、または人種、皮膚の色、性別、性的嗜好、年齢、言語、宗教、国籍、政治的またはその他の意見、障害、民族や出自などの理由により特に配慮が必要な人々に対し特に注意を払う。

出典：犯罪及び権利濫用の被害者のための司法に関する国連基準規則宣言（原則 4,14,15,16,17）、女子差別撤廃委員会；一般的勧告 No 19(1992 年 第 11 会期)

基準3：

厳に必要な場合または必要最低限の範囲以外は、武力を行使してはならない。

基準3では、警察官は自己の業務の遂行にあたって、武力を行使する以前に可能な限り非暴力の手段を行使すべきである。他に効果的な手段がなく、必要とされる結果が得られそうにない場合のみ武力は容認される。基準3は、基準4、5と合わせて実施する必要がある。

合法的な武力行使が避けられない場合でも、警察官は以下を行う義務がある：

行使する暴力を自制しなければならない、攻撃の度合いと達成すべき合法的な目的に応じて行動しなければならない、

損害および損傷を最低限に押さえ、生命を尊重し保護しなければならない、

怪我人や関係者が可能な限りの医療支援や診察が最速で受けられるようにする、

怪我人の親類や親しい友人に、最速で知らされるよう保証しなければならない。

警察官の武力行使が損傷や死の原因となった場合、迅速にその事実を上司に報告し、上司はその事実に対して適切な捜査を行わなければならない。

出典：法執行官行動綱領（第3条）

法執行官の銃火器の使用に関する基本原則（原則 4,5,6,9）

基準 4 :

違法であっても非暴力の集会の警備で武力行使は避けること。暴力的な集会を散会させるにあっても、必要最低限の武力行使に押さえること。

すべての人は、それが政治的集会かどうかにかかわらず、民主社会において公共の利益を守るに必要と思われる最低限の制約を除いて、自由に平和的集会に参加する権利を持っている。警察官はその合法的かつ平和的集会等の参加者を保護する、という理由以外でその集会を妨害してはならない。

基準 4 の実施にあたっては特に以下のことが含まれる :

非暴力の集会においては、違法な集会であったとしても武力行使は避けなければならない。人々の安全を確保する目的等で、武力行使が避けられない状況であった場合でも、必要最低限の武力に押さえなければならない、基準 3 に従わなければならない。

非暴力の集会の警備で銃火器を使用してはならない。銃火器の使用は厳しく制限されており、法執行官の銃火器の使用に関する基本原則の原則 5 にある。

暴力的な集会を解散させる場合は銃火器の使用が容認されるが、より安全な手段が効果的ではない場合または意図した結果が得られそうにない場合のみである。銃火器を使用する場合は基準 3 に従わなければならない。

暴力的な集会を解散させる場合は銃火器の使用が容認されるが、銃火器より安全な手段が使えない場合および基準 5 にある目的達成に必要な最低限で、さらに基準 3 と 5 に従って、警察官は銃火器を使用できる。

出典 : 法執行官の銃火器の使用に関する基本原則 (原則 9,12,13,14)

基準 5 :

自らのまたはその他の生命を守る以外の目的で、致命的な武力を行使することは厳に制限される。

銃火器は、死や致命傷の危険が伴うため、厳しく制限されている武力手段である。基準 5 では、以下に述べる理由もしくは代替手段では目的の達成に不十分であると判断された場合以外は、警察官は銃火器を使用してはならない。その理由とは、自らや他の人々に差し迫った死または重傷の危険を避けるため、

生命に重大な脅威を及ぼす特に重大な犯罪を防ぐため、

警察官に対して暴力的に反抗するおよびその危険性がある人に対抗する、またはその逃亡を防ぐため。

いかなる場合においても、意図的な致命的火器は生命を守るために厳に必要な時のみに使用可能である。

警察官は自らを自覚し、適切な時間的余裕をもって銃火器の使用を事前に警告しなければならない。ただし、そのことにより自らを死の危険にさらす、もしくは他の人々を深刻な危険に陥らせる、または状況を鑑みて適切でなく無駄である、と判断される場合はこの限りではない。警察官が銃火器を使用する場合の規則には以下のガイドラインを含める必要がある；

警察官による銃火器の携行が認められる場合と、銃火器や兵器の種類を特定すること、
銃火器が適切な状況で不必要な損害を最小限とするように使用されることを保証すること、
不必要な負傷や危険をもたらすいかなる銃火器や武器の使用を禁止すること、
警察官に支給された銃火器や武器に対しての報告手続きを含む、銃火器や武器の管理、保管および支給を規制すること

適切であれば、銃火器を使用する際には警告すること。

警察官が職務執行中に銃火器を使用した場合の報告と調査システムを構築すること。

出典：法執行官の銃火器の使用に関する基本原則（基本原則 9,10,11）

基準 6：

逮捕の法的根拠があり、合法的な逮捕手続きに従わない限り、いかなる人も逮捕されない。

違法または恣意的に逮捕されないために、逮捕の理由および逮捕した警察官の権限と身元は明らかにされることが重要である。基準6で要求することは以下の通りである：

逮捕または収容は、法律の条項に従い、この目的の権限を与えられた適切な公務員または個人により、実施されなければならない、

逮捕にあたって警察や当局は、法の下で許された権力のみを行使できる、

いかなる逮捕者も、逮捕の日時と理由を告知される必要がある、

逮捕の日時・理由、拘留される場所の正確な情報、法執行官の身元は記録されなければならない。

さらに、その記録の内容は収容された者、またはその者の弁護士に公表されなければならない、

逮捕した執行官は、逮捕者に対し、また要求があれば逮捕現場の証人に対し、身元を明らかにしなければならない、

逮捕に関わる警察官や公務員は身元を示す名札や番号札を身につけるべきである。軍隊の記章のような身元を明らかにする目印を身につけ、取り外したことも分かるようにすべきである、

警察や軍隊の車両は、そのような車であると明らかに分かるようすべきであり、ナンバープレートに常に表示しなければならない、

収容される人は、法により司法権を行使する権限を与えられた司法官や公務員から収容される旨を速やかに伝えられる適切な機会がないままに収容が継続されてはならず、正当な期間内に裁判を受ける、または放免される権利がある。裁判を待つ間に収容することを一般原則とするべきではないが、裁判に出席することを条件として放免される権利がある。

公に明らかになっている場所でのみ収容されるべきである。収容場所は、その収容場所の運営に直接関わっている役所とは関係のない当局が選んだ、有資格で経験のある者により、定期的に訪

問される必要がある。

難民や庇護希望者の収容は一般的に回避されなければならない。庇護希望者は、その収容が必要であることが証明され、国際基準により合法とみなされた場合以外は収容してはならない。収容された場合でも、厳に必要とされた期限より長く、長期の収容はしてはいけない。全ての庇護希望者には、その収容が司法機関または同等の機関により審査される権利がある。また、難民や庇護申請者の収容に関する情報は、適切な機関および国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や難民支援団体等に知らされなければならない。

出典：被拘禁者保護原則（原則 2,8,10,11,12,20,29）、被拘禁者処遇最低基準規則（規則 55）、難民の地位に関する条約（第 31 条）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）執行委員会結論 4 4

基準 7：

全ての被収容者が、逮捕の後、家族や法定代理人、必要な医療支援機関に速やかに連絡をとれるよう保証しなければならない。

これまでの経験から、被収容者が拘束されてから数時間または数日間に、虐待、拷問、行方不明、または殺害されることが多い。判決を受ける以前の被収容者に対しては、無実であるという前提に立ち、そのように取り扱わなければならない。基準 7 の実施にあたって、以下を行うことが必要である：

被収容者は、当局の対応についての苦情申し立てを含む被収容者の権利があることを速やかに伝えられなければならない、

逮捕した当局が使う言語を理解もしくは話せない被収容者は、逮捕後の法的手続きに関して、無料で（必要ならば）通訳が付き支援を受け、情報を得る権利を有する、

被収容者が外国人の場合、被収容者は関係ある領事館または在外公館に連絡をとる権利があることが速やかに伝えられなければならない、

収容される難民や庇護希望者は、収容の理由にかかわらず、その地域の国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や難民支援団体に連絡する権利を与えられなければならない。被収容者が自らを難民や庇護希望者であると述べたり、または自国へ送還されることに恐怖を示した場合は、収容した当局は上記団体に連絡がとれるようにする義務がある。

警察や当局は、被収容者が家族や関係者に消息をすみやかに知らせる権利を十分に行使できるよう保証しなければならない。被収容者はこの権利について知らされなければならない、収容者から関係者に伝える手段が技術的あるいは経済的にできない場合は、当局がその手段を準備しなければならない。

警察や当局は、被収容者の家族や関係者が逮捕に関する正確な情報（収容場所、移送や放免）を得られるよう保証しなければならない。家族や関係者がそれらの情報を得ることを妨げられないようにし、それらの情報をどこで得られるか分かるようにしなければならない。（基準 8 のコメント参照）

収容後できるだけ早く被収容者を訪問できるようにしなければならない。それ以後も、被収容者が無事であるか確認するために家族や関係者が通信や定期的な訪問ができるようにしなければならない。

被収容者は逮捕後、法的相談や支援を受ける権利があることを知らされなければならない。当局はそれらの権利の行使を援助しなければならない。また、定期的かつ非公開で被収容者の権利を守る弁護士と連絡をとることが許されなければならない。その面会は収容者の弁護を準備し、その権利を擁護するために監視や警察官に内容を聴かれることはあってはならない。

逮捕後、被収容者が健康であり、拷問や虐待、レイプや性的虐待を受けていないことを証明するために当局と関係ない医師が適切な健康診断を行わなければならない。その後も、必要に応じていつでも医療支援が提供されなければならない。収容者またはその法的助言者は、2 次診断やセカンドオピニオンを求める権利を有する。いかなる被収容者も、同意した場合であっても、健康を損なう医療実験や科学実験の対象となることはあってはならない。

女性の被収容者は女性の医師により診察されなければならない。女性の被収容者は、必要な出産前・出産後ケアおよび治療を受ける権利を有する。妊婦は、身体拘束は最終手段とであり、決して妊婦や胎児を危険な状況に置いてはならない。女性を分娩中に拘束してはならない。

出典：被拘禁者保護原則（原則 8,11,14,15,16,17,18,19,20,22,24,25,29）

国連難民高等弁務官事務所 執行委員会 結論 4 4

基準 8：

被収容者は人間的に扱わなければならない。拷問や虐待をしたり、それらを煽動したり黙認してはならず、どのような状況であってもそのような命令に従ってはならない。

被収容者は、法執行官の管理下にあることから本質的に弱者であるので、人間として与えられている尊厳を尊重した注意深い手続きにより被収容者の権利を守ることが、法執行官の義務である。正確な記録管理は収容所の適切な管理に不可欠である。公開可能な公的文書の存在は、被収容者を虐待や拷問から守ることに役立つ。基準 8 の実行には以下が不可欠である：

いかなる被収容者は、拷問、残虐な、もしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰の対象としてはならず、法執行官はそのような命令を拒否する権利と義務を有する。いかなる法執行官も、拷問やその他の残虐な、もしくは品位を傷つける取扱いや刑罰を与えたり、煽動もしくは黙認してはならない。また、戦争や戦争の脅威、政治不安や緊急事態もそのような行為を許す理由にはならない。法執行官には、収容中の女性に対するレイプは許されざる拷問である、と指導しなければならない。また、その他の性的虐待も拷問、残虐な、もしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰に当たり、加害者は公正な法の裁きを受ける、と指導しなければならない。

「拷問、残虐な、もしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰」という言葉は、精神的肉体的に関わらず考えうる限り広い解釈をされるべきであり、一時的にでも被収容者から視覚や聴覚、または場所や時間を認識する五感を失わせる行為を含むものである。他の法執行基準の遵守も、拷

問や虐待に対する重要な歯止めの一つになる。

被收容者は、自らに不利な自白や他人への証言を強制されてはならない。尋問中、被收容者に対して、その意思決定能力や判断能力を妨げるような暴力的な脅迫や方法を用いてはならない。女性の被收容者が尋問を受ける場合は、女性の警備員が立ち会うべきであり、身体検査は全てその女性警備員が責任を持って遂行すべきである。

子供の收容は、どうしてもやむをえない場合の最終手段であり、最短期間にとどめなければならない。家族、弁護士、医療支援に速やかに連絡がとれるようにしなければならない。家族と保護者は子供の居場所を遅滞なく知らされなければならない。未成年の被收容者は、成人の被收容者と分離し別の施設に收容しなければならない。未成年の被收容者は、公務員もしくは他の被收容者からのレイプや性的虐待を含む拷問や虐待から保護されなければならない。

刑事上の理由以外で收容される難民や庇護希望者は、決して一般的な受刑者と共に收容されてはならない。收容条件や待遇は、難民としての地位にふさわしい人道的で適切なものでなければならない。

被收容者は、受刑者とは別に收容されなければならない。要望があれば、通常住んでいた場所の近くに收容されるべきである。被收容者は、清潔で適切なものであれば本人の衣服を着用でき、一人部屋で睡眠し、適切な食事が与えられ、書籍、新聞、筆記用具、司法の利益にかなった所有物の購入や差入れが許されるべきである。

被收容者の名簿は、警察署、軍駐屯地を含む全ての收容所で保管されなければならない。名簿は製本されページが付けられ、他人に改ざんされないようにしなければならない。名簿には以下の情報を掲載すべきである：

被收容者の名前および身元

逮捕または收容の理由

被收容者の收容や移送に関わった者の名前および身元。

逮捕の日時と收容場所への移送手段

尋問の日時と場所、尋問時間、尋問をした者または尋問の責任者の名前

司法当局に被收容者が出頭した日時

收容場所の正確な情報

被收容者の放免または他の收容場所への移送の日時と状況。

被收容者の適切な待遇に寄与するには以下の事項がある：

警察および同等の権限を有する当局は、地域・国の法曹関係者、医療機関、地方・国会議員、適切な国際機関およびその職員が調査のために警察署や收容所を含む関連施設にいかなる制限もなく立ち入ることを許可しなければならない。

これらの団体および関係者は、事前に通知することなくこれらの施設へ訪問可能とすべきである、これらの団体および関係者は施設内の全ての場所に立ち入ることができ、全ての被收容者に自由に立会人なしで面接できなければならない、

これらの団体および関係者は望めばいつでも再訪問可能としなければならない

これらの団体および関係者は当局に対し被收容者の待遇に関する勧告することができる、

被収容者の待遇は被拘禁者処遇最低基準規則にある最低基準に沿うべきである。

出典：法執行官行動要綱（第 5 条）

被拘禁者取扱い最低規則（原則 1,2,6,12,21,23）

拷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約（第 2 条）

被拘禁者処遇最低基準規則（原則 55,85,86,87,88,91,92,93）

市民的及び政治的権利についての国際規約についての選択議定書（第 10 条）

児童の権利条約（第 37 条）

国連難民高等弁務官事務所 執行委員会 結論 4 4

基準 9：

超法規的処刑または「失踪」を実行、命令、または隠蔽してはならず、そのような命令には従うことを拒否しなければならない。

いかなる人も、恣意的または無差別に命を奪われることがあってはならない。超法規的死刑は、国、州、地方政府レベルにある人物により、実行、命令、黙認される違法で意図的な殺人である。

超法規的処刑の概念において重要な要素は以下の通りである：

偶然ではなく、意図的である、

殺人を禁止している国内法違反であり、および/または恣意的に命を奪うことを禁止している国際基準違反である、

超法規的処刑の違法性は、以下とは明らかに区別される：

正当防衛による殺人、

国際基準に合致した法執行官による武力の行使による殺人、

国際人道法では禁じられていない武力紛争下での殺人、

武力紛争、たとえ国際的な武力紛争下にあっても、武装した公務員または政府軍、また武装政治集団の軍隊が、恣意的処刑や即時処刑をすることは禁止されている。そのような行為は、ジュネーブ四条約の共通条項第 3 条に違反するものである。（第 3 条では、身体の切断、拷問または残虐で非人道的なもしくは品位を傷つける行為、人質および他の人権侵害が禁止されている。）

「失踪者」とは、政府機関により拘禁され、その所在や生死が不明な人を指す。失踪の実行は重大な人権侵害である。

いかなる政府機関、民間人、軍人による命令または指示も超法規的死刑や「失踪」を正当化することはできない。いかなる人もそのような命令を拒否する義務がある。

警察官および法執行官は深刻な人権侵害の原因となる行為の実行の命令を拒否する権利と義務があることを認識すべきである。人権侵害は違法であるため、警察官およびその他の人間も関与してはならない。このような違法な命令を拒否することは、命令に従う通常の義務に先立つ義務だとされなければならない。違法な命令を拒否する「義務」とは違法な命令を拒否する「権利」な

のである。

「失踪」と超法規的処刑に加担する命令を拒否する権利と義務は、「強制的失踪からの保護宣言」（第 6 条）「超法規的、恣意的かつ即時処刑に関する原則」（原則 3）にある。「法執行官による武力と銃火器使用に関する基本原則」は、法執行官行動綱領に従って、武力や武器の使用を拒否、またはそれらの使用を報告した法執行官に対し刑罰もしくは懲戒制裁を与えてはならない、と命令を拒否する権利を保護している。

基準 9 の実行には、警察による武力や武器の使用が、上記の基準 3, 4, 5 の条項に厳密に従っていることが重要である。

出典：超法規的、恣意的かつ即時処刑の防止と調査に関する原則（原則 1, 3）

ジュネーブ四協定共通条項第 3 条

強制的失踪者保護に関する国連決議（前文、第 6 条）

基準 10：

これら基準に対する違反行為は上司および検察官に報告しなければならない。

これらの違反を調査するためにとられる措置に権限が及ぶ範囲内であらゆることをしなければならない。

警察や法執行官による人権侵害は、上記基準の違反も含め、検察官等により、完全に、すみやかに、かつ独立して、調査されなければならない。調査の主要な目的は、事実を立証し、以下の責任を裁くことである：

人権侵害または国内法もしくは国内法の規則違反はあったか、

もしあれば、誰によるものか、

公務員が犯罪または規則の違反を行ったとすれば、命令によるか、または黙認によるものか、

検察は、起訴に十分な説得力のある証拠があった場合、強制捜査を開始したか。

参考文献；法執行官行動綱領（前文、第 1 条、2 条、8 条）

法執行官による武力と銃火器使用に関する基本的原則（前文）